

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和2年12月16日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田畑議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上4名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子でございます。おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

まずは、コロナ禍の中、医療現場に従事していただいている方々に心より感謝申し上げますとともに、感染されました皆様には、一日も早く回復されますことをお祈り申し上げます。また、お亡くなりになった方へは心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、1番目、コロナ禍における市民への支援策についてお伺いいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策を市民の方々に対して、また事業者の方々に対して、また避難所の機能強化や感染予防、小中学校での感染予防対策等、各分野にわたって行ってこられました。市民の皆様からは、岩出市は水道料金基本料の免除以外に何をしてくれたのかとか、他市と比較して支援が少ないのではないかとの声が聞かれます。

そこで1点目、岩出市がコロナ禍の中、これまでに行ってきた独自の取組、支援策についてお伺いいたします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の第3波が起り、本市においてもクラスターが発生するなど、市民の不安が広がっています。今こそ市民に寄り添った施策が望まれます。今後取り組まれる支援についてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。失礼いたします。

奥田議員ご質問の1番目、コロナ禍における市民への支援策についてですが、現在、全国的に新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にあり、岩出保健所管内においても複数の感染が確認されております。また、市内において、クラスターの発生も確認されており、第3波の襲来が非常に懸念されております。

市といたしましても、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係機関と連携の下、情報収集や感染防止対策を講じているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民の支援については、これまで国においては特別定額給付金の交付や持続化給付金などの事業を実施しており、市といたしましては水道料金の減免や妊婦応援給付金の交付など、必要な支援を講じてまいりました。

いまだ感染の終息が見えない状況下において、今後も引き続き国・県等の動向を注視し、関係機関と連携し、必要な施策を講じてまいります。

なお、詳細につきましては、担当部局長のほうから答弁をさせます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の1番目、コロナ禍における市民への支援策についての1点目、岩出市独自の取組・支援策は、2点目の今後の取組・支援はどうかについて、一括してお答えいたします

市独自の取組支援といたしましては、水道基本料金の6か月間免除を実施したほか、市内飲食業の活性化と高齢者の長寿を祝うことを目的とした弁当の配布を行う敬老事業、妊婦を応援するために1人当たり10万円を支給する妊婦応援給付金事業、地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券事業等を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策につきましては、各部において必要な取組を実施しております。

今後の取組・支援については、現在、新型コロナウイルス感染症が第3波とも言われており、予断を許さない状況であり、今後、国における第3次補正予算等の動向に注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

なお、総務部においては、感染予防対策として、庁舎等に消毒液やパーティションを設置したほか、各種会議等において消毒液の設置や換気を行うなどの対策を実施しています。また、確定申告等、会場での感染予防対策として、飛沫防止パネルをはじめとする備品等の購入に加え、簡単に市県民税の申告書を作成し、郵送で提出できるよう市ウェブサイト上に、市県民税申告書作成システムの構築を進めてお

り、令和3年1月から運用できる予定です。

地域公共交通への補助事業として、巡回バス及び大阪方面路線バス運行事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対する補助を実施し、また、バス運行事業者が行う感染予防対策に対する補助を実施することとしております。

災害時等における感染予防対策として、各避難所に間仕切り段ボールの配備を実施したほか、サーモグラフィーの購入やマスクの備蓄を実施しております。

また、市民への啓発として、広報7月号とともに、避難所における3密の回避やマスク等の備えに加え、親類・知人宅への避難の検討などを記載したチラシ「災害時の避難について」を全戸配布しており、市内放送では、市民の皆様へに感染防止の協力をお願いするとともに、12月14日に県が発出しました「県民の皆様へのお願い」に基づき、12月29日までの期間は、できる限り大阪府への不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いをしているところです。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 奥田議員のご質問にお答えいたします。

市長公室では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、マスクの着用、室内の換気、消毒液の備付けを基本に、人と人との距離間に注意を払いながら、密にならない体制の下、各事業を実施してまいりました。

まず、市民表彰式については、会場受付での検温や会場での密を避けるため、座席を2席ずつ空けるなど、お越しいただく皆さんの安全確認に努め、開催いたしました。

次に、市政懇談会については、参加者の感染拡大リスクを考え、従来の21会場での実施を中止し、市の取組を紹介するための新たな広報スタイルを取り入れるなど、開催方法の見直しを行い、工夫を凝らし、実施いたしました。

次に、消費者相談については、接触を避けるため、広報において電話相談への勧奨を行いながら、飛沫防止用パーティションや室内消毒により相談窓口での対応を行ってまいりました。

次に、国勢調査については、調査時の人との接触を避け、ポストインでの対応を行うとともに、調査員が調査用提出時においても、飛沫防止用パーティションや室内消毒による対策を行っております。

次に、視覚に障害のある方などを対象とした声の広報いわでにつきましては、地方創生臨時交付金を活用し、事業を継続して実施いたしました。

次に、男女の出会いサポート事業については、来年2月に開催する計画でありま

すが、感染対策については、受付時での検温、参加者のフェイスガードの着用、飛沫防止用パーティションや室内消毒を行いながら、参加者同士が密にならないように実施いたします。

以上が、市長公室の取組となっております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う感染症防止対策として、これまで実施した事業は、健診実施医療機関へのフェイスシールドの配布、障害福祉サービス事業所、資源ごみ収集運搬事業者及びし尿・浄化槽清掃業者へのマスク及び消毒液等感染防止品の配付であり、現在継続している事業は、介護サービス事業所や学童保育施設、子育て支援センター及び保育所等へのマスク及び消毒液等感染防止品の配付、公立那賀病院への玄関トリアージ等設置費用の助成です。また、遠隔手話通訳サービス支援に係るタブレット端末については発注済みであり、妊産婦オンライン保健指導は令和3年1月からの実施の予定です。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減等への現金給付として、これまで支給した給付金は、子育て世帯への臨時特別給付金、独り親家庭等応援給付金、妊婦応援給付金、保育従事者特別給付金、介護認定調査員特別給付金であり、現在継続中の給付金は、住居確保給付金と住まいの困窮者緊急支援金です。さらに、高齢者に弁当などを配付した敬老事業を9月に実施し、来年度から使用する学童保育施設の増設工事を現在行っております。

また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免及び徴収猶予を実施中であり、緊急事態宣言下での保育所及び学童保育の保育料の減免も実施しました。

なお、岩出保健所への人的支援として、本市保健師の派遣や岩出保健所との連絡や情報収集などを行っております。

岩出市社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付けを行っていますが、新型コロナウイルス特例貸付けとして、緊急小口資金と総合支援資金の貸付けを現在実施しています。

今後も生活福祉部として、引き続き必要な施策を講じてまいります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 続きまして、事業部におきましては、市道北大池6号線新設改良事業では、年次的に事業を進めてきた生活道路環状化事業を前倒しで実施することに

より防災機能の強化、公共事業実施により地域経済の活性化を図っております。

次に、事業所支援給付金として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した事業所のうち、国の持続化給付金の対象とならない市内の中小法人等、及び個人事業主に対し、上限30万円の給付を行っています。

次に、道の駅休業要請に伴う協力金として、道の駅根来さくらの里及び道の駅ねごろ歴史の丘において、市から4月29日から5月29日まで休業要請を行ったため、休業中の施設維持及び経済活動再開を支援することを目的として協力金を給付しており、各施設において集客PR等の費用に活用しております。

なお、道の駅ねごろ歴史の丘の休業と併せて、旧和歌山県議会議事堂とねごろ歴史資料館も休館といたしました。ちなみに、さぎのせ公園も4月25日から5月31日まで閉鎖といたしました。

次に、プレミアム付商品券事業として、新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けた地域経済の回復及び活性化を目的として、商工会にてプレミアム付商品券事業を発行総額3億円、プレミアム率25%で、令和2年11月1日から令和3年1月31日の期間で実施しています。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 上下水道局では、コロナ禍における市民への支援といたしまして、7月検針分、8月請求分から12月検針分、1月請求分までの6か月間、本市と給水契約をしている全ての使用者を対象に、水道基本料金の免除を実施しております。

○田畑議長 教育長。

○湯川教育長 教育委員会の関係でお答えいたします。

まず1点目についてであります。基本的な方針は教育委員会が管轄している施設に関係する市民の皆様方に感染者を出さないということであり、特に重要視しているのは4,300人余りの児童生徒が通う小中学校であります。ほかにも公民館などの屋内施設についても様々な年齢層の方が利用されますので、感染防止対策については徹底しているところでございます。

小中学校の感染防止対策としては、保護者の皆様との連携によりまして、毎朝の検温をはじめ学校でのサーモグラフィーによる検温、マスク着用の徹底、手指消毒など、文科省の学校の新しい生活様式に基づき、学校における感染リスクの低減を図っているところでございます。

また、感染防止には、家庭内における対策も重要であることから、保護者の皆様

には日常の健康管理とともに、不要不急の外出の自粛、3密を避けることなど、学校を通じてお伝えするとともに、学校の再開に際しては、児童生徒にはマスクの着用、健康管理票の記入などを指導してまいりました。

また、コロナ禍において、学校休業要請や緊急事態宣言の発出もあり、学校生活における感染防止対策や学力の定着面における課題もあることから、学校においては感染予防対策事業等を適切に実施してまいりました。

具体的には、完了事業としましては、備品購入としてサーモグラフィーや扇風機等の購入、感染防止物資では、マスク、手洗い用石けんや健診器具等の購入、児童生徒用教材の購入事業及び給食業者への補償費の支援事業、継続事業としまして、消毒用アルコールの購入事業、就学援助費の申請の受付期間の延長を行ってまいります。

公民館や体育館などの施設の感染防止対策としては、感染状況に合わせて施設の利用人数の制限、夏の市民プールにつきましては、運営マニュアルを見直し、入場制限や更衣室の利用制限など、厳しい感染防止対策に取り組んでまいりました。

また、感染防止対策事業として、感染防止物資の購入、災害時の避難場所となる施設については、桜台地区以外の公民館の換気対策やテントの購入は完了しており、桜台地区公民館のみ事業継続中でございます。

岩出図書館、民俗資料館については、感染防止対策事業として感染防止物資の購入をはじめ、岩出図書館では、コロナ禍において必要と考えられる大活字本及び図書消毒器の購入は完了、また、ネット上で図書の貸出しが可能となる電子図書館につきましては、12月の1日に開設してございます。

なお、文科省の学校の新しい生活様式については、適宜見直しが行われており、変更箇所を見逃すことなく、必要がある場合は校長会を開催し、適切に周知、対応をしてございます。

2点目についてですが、国の第3次補正予算案について閣議決定され、具体的な施策の中で、地方創生臨時交付金については拡充する方針と聞いておりますが、詳細についてはまだ示されておられませんので、現段階では具体的なことはお答えできませんが、詳細が示されましたら、効果的な事業について検討してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 ありがとうございます。各部におかれましては、感染防止に必要な物資の購入や、それから様々な取組が行われているということが大変よく分かりました。



地域経済の活性化を図り、それを使用する市民もお得なプレミアム付商品券につきましては、広報いわで9月号に掲載されておりました。また、新聞の折り込みでも宣伝しておりましたが、多くの方からプレミアム付商品券のことを知らなかった、教えてほしかったというような声が聞かれるんです。新聞を最近では取っておられない方も多くいらっしゃいます。限られた時間の中での周知というのは大変かと思われませんが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、プレミアム付商品券の発行総額は3億円で、プレミアム付与率は25%ということですが、その分を抽せんとか、早いもの順というのではなく、市民に一律にプレミアム付商品券を配布してもらったほうが公平なのではないかという声も聞かれました。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券のことを知らなかったという声があること、また市民一律のプレミアム付商品券を配布するほうが公平ではないかについてですが、今回の岩出プレミアム付商品券の発行は、国の地方創生臨時交付金事業として、8月の臨時議会での予算承認以後、加盟店募集、市民への広報、周知から商品券発行までを約2か月余りという短期間の中で実施するため、実施主体であります商工会と検討の上、商工会並びに市ウェブサイトへの掲載のほか、新聞折り込み、加盟店や市役所などのポスターの掲示、チラシの配布など、可能な限り周知方法を取ったものであります。

議員ご質問のように、新聞を講読していない方やパソコンやスマートフォンをお使いにならない方など、周知の徹底には至らなかったという声はお聞かせいただきますが、限られた事業スケジュールの中で最善を尽くしたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

また、商品券の配布につきましては、コロナ対策の臨時交付金を活用して、独自施策として、商品券を市民一律に配布している市区町村もあると聞いております。商品券を一律配布とした場合、6,000万円の交付金を5万人に配布すると、1人当たり1,200円で、経済効果は財源と同じ6,000万円ですが、プレミアム率25%の商品券を発行した場合、1万円の商品券を8,000円で購入していただき、2,000円を交付金で賄うことで、経済効果は5倍となり、交付金6,000万円では3億円の経済効果が期待できます。

このことから、本市については限られた交付金の使途として、プレミアム付商品券を発行することとしたものであり、地域経済を回復する事業として適正な方法であると考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目につきましては、市行政のデジタル化についてお伺いたします。

コロナ禍の中、通勤に伴う3密を避けるためや外出自粛の要請を受け、リモートで仕事をしたり、オンラインでの授業が始まるなど、本年は大きく社会変革の波が起こった年であったと言えます。私の周辺でも、かたくなにガラケーでいいと言い張っていた人も、LINEでのミーティングに参加するためにと、一転してスマートフォンに買い換えた方も多くいらっしゃいます。

国では、来年の秋にデジタル庁を創設するとの方針が打ち出されました。今後は行政手続のデジタル化が推進され、住民サービスの向上や、業務の効率化による業務量の削減など、期待されます。

そこで、1点目として、行政のデジタル化に対する本市の考えについてお伺いたします。

2点目は、市民にとってのメリットとデメリットについてお伺いたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の市行政のデジタル化についての1点目、行政のデジタル化に対する本市の考えについてお答えいたします。

国においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、行政のデジタル化の重要性がより高まっていることもあり、令和3年度にデジタル庁の新設を予定しております。行政のデジタル化については、令和元年12月20日、閣議決定によるデジタルガバメント実行計画により、地方公共団体においては、行政手続のオンライン化の推進や地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進などに取り組むように示されております。

本市においては、スマートフォン決済による市税等の納付や、子育てに関連する電子申請や母子手帳アプリに取り組んでまいりました。また、昨年11月に紀の川市

と基幹系システムのクラウド化による共同利用を開始しております。

今後とも、国、県の施策の動向を勘案しながら、さらなるデジタル化の推進に努め、行政手続等における利便性の向上や行政運営の効率化に努めてまいります。

次に、2点目の市民にとってのメリットとデメリットはについてお答えいたします。

市民の方のメリットについては、本市において行政手続のオンライン化を推進することにより、これまで市民の方が市役所に来ていただき、書面で行う必要のあった手続がインターネットで可能となります。そのため本人が市役所に来庁する必要がなく、また休日や夜間にも申請が可能となり、現在のスマートフォンやパソコンの普及率から考えますと、市民の方の行政手続への負担が大きく軽減されると考えられます。

デメリットについてですが、行政手続のオンライン化により、インターネットの利用環境がない方やスマートフォンやパソコン等の操作が困難な方につきましては、さきに述べましたメリットが受けられないということになります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 ただいまご答弁いただきました、昨年11月に紀の川市と基幹系システムのクラウド化による共同利用を開始したということではありますが、具体的にどのようなことか、お教えてください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

紀の川市と基幹系システムのクラウド化による共同利用とは、具体的にどのようなことであるかというご質問ではありますが、紀の川市と基幹系システムのクラウド化による共同利用とは、本市の住民基本台帳や税及び福祉の情報等を取り扱うシステムを外部のデータセンターにおいて管理運営をし、紀の川市と共同で利用することであり、メリットといたしましては、システムの運用コストの削減や紀の川市と業務システムを共通化することにより、事務効率化が図れることとあります。

また、災害時に岩出市の本庁舎が被災して業務継続が困難な場合であっても、紀の川市で基幹系システムを利用することが可能となっており、

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長　これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員　3番目の質問をさせていただきます。根来公園墓地についてお伺いいたします。

高齢になると、自分の亡き後のことを考えるようになります。昔は、先祖と同じ何々家の墓に入るとか、お墓がなければ新たに墓地を購入して墓石を建てるというのが一般的でした。しかし、最近では、自分が死んでお墓に入っても子供や孫がいないのでお墓を守ってくれる人がいないと、お墓を建てることを敬遠しがちになってきました。それどころか、先祖代々のお墓がある人でも、自分が亡き後は子や孫に迷惑をかけたくないからと、先祖のお墓を墓じまいする人も出てきているということです。これはお墓や人生の終わり方について、新しい価値観が生まれてきていると考えられます。

本市には、根来公園墓地というすばらしい公園墓地があります。近くに緑花センターや根来寺、げんきの森などがあり、緑豊かでとてもいい環境下にあります。また、高台にあるので岩出市を眼下に望むことができます。しかし、近年、この根来公園墓地の売行きが鈍ってきたと伺っております。

そこで、1点目、根来公園墓地の課題についてお伺いいたします。

2点目として、墓石だけではなく、樹木葬や納骨堂を設けるなど、そのような多様化の考えについていかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　奥田議員ご質問の3番目、根来公園墓地についてお答えいたします。

まず1点目、根来公園墓地の課題はについてですが、根来公園墓地がオープンした平成17年当時から比べると、市民の墓地に対する考え方などが変化し、先祖代々のお墓を引き継いでいくという考え方が希薄になってきたように思われます。この状況を受け、年々、根来公園墓地でも新規申込みは減少の傾向にあり、販売実績が伸び悩んでいる状況にあります。

現在、区画数限定で市外の方のお申込みを受け、広域に向けて新聞折り込み広告やテレビコマーシャルなども実施し、販売の促進に努めているところでありますが、今後も様々な手法を用いて販売の促進を図っていくことが課題であると考えています。

次に２点目、多様化、樹木葬、納骨堂等の考えはについてですが、ニーズの多様化として樹木葬や納骨堂などの合葬形式の施設を求める声があることは認識してございます。納骨堂などの合葬墓については、市民の声や市政懇談会でのご意見、ご要望を受けて、近隣の墓地の状況や先進事例の視察なども実施し、調査検討を進めているところであります。現在のところ、直ちに新しい形態の墓地施設などを造って対応する予定はございませんが、今後も引き続き市民ニーズの把握に努め、状況を見て検討を進めたいと考えています。

なお、樹木葬については、既存の墓地区域内におきましても、植栽する樹種や高さなど、制限範囲内であれば可能であります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 現段階では、納骨堂などの設置予定がないということですが、子供や孫への世代に負担をかけたくないという考えから、永代供養付の墓地を希望するという声も聞かれるんですが、将来的に、このような施設を造る可能性についてはいかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

永代供養付の墓地を希望する声をよく聞くが、将来的に施設を造る可能性についてですが、議員ご質問のとおり、納骨堂など合葬形式のお墓について、民間の宗教法人が経営する永代供養付の施設をよく聞きます。

しかしながら、根来公園墓地は公営の墓地であるがゆえ、いわゆる永代供養のような特定の宗教による祭礼サービスの提供はできません。ただし、現在、募集をいただいている墓地で、管理者不在となったお墓が発生し、いわゆる無縁墓地となった場合、埋葬されたお骨を取り出し、納骨堂等の施設に収蔵保管する必要性が生じますので、こういった保管のための納骨施設はいずれ設置する必要があります。

あくまでも宗教的サービスのない収蔵施設ではありますが、この施設において一般の方の新規での使用を受け入れるかどうかは検討する余地があると思われしますので、その時点での市民ニーズに基づき、適切に判断したいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の３番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告2番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員 議長、先ほど、市長が発言されたときにマスクを外されてたんですが、質問のときにマスクを外させてもらってもよろしいでしょうか。

○田畑議長 どうぞ外してください。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今期最後の一般質問となります。今回は、子供たちが安心して学校生活を過ごせるように、各小学校の施設整備と公民館の整備について質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、学校関係の施設整備の点においては、早急に改善ができるもの、年次計画を立てて実施していくもの、突発的なものとして対応していかなければならないものなど、様々な状況の下で対応が求められてきていると思います。小中学校の先生方から各学校における改善の要望もたくさん出てきているわけですが、教職員組合からの要望を含めて、市民の方から聞かせていただいた点を教育委員会として、今後どのような対応を取ろうと考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

この間、岩出市としては、耐震改修と併せて、各小学校において、年次計画を立てて様々な整備も行われてきています。校舎の整備という点では、山崎北小学校については、大規模な教室の床やドアをはじめとした改修面で進んでいない面があるのではないかと感じています。今後における教室の整備は、どのような計画や方向を持っているのかをまずお聞きします。児童に対しても、荷物がけのフックもないという声も聞こえてきていますが、併せて、今後の市の対応をお聞きしたいと思います。

2点目として、岩出小学校では、本館、中央階段については、手すりは一方のほうにしかついていないということもお聞きをしました。階段については両側に手すりが必要だとされていますが、手すりの整備の計画があるのでしょうか。

根来小学校でも手すりの整備という面では、図書室のある北側校舎は手すりが整備されてきていますが、児童がふだん利用する南校舎の東側にはついていません。この点についても整備が必要だと考えます。また、家庭科教室における子供たちの作業台なども傷みが来ている状況とお聞きをしました。今後の対応面など、お聞きをしたいと思います。

上岩出小学校については、体育館の雨漏り対策の要望も出てしていると聞いています。

体育館の中央部分に雨が漏るとのことで、昨年度では8回雨が漏ったそうです。卒業式や入学式のときに雨が降らなければいいがと、随分先生方も心配されていたそうです。今年の雨漏りについては1回だけだそうですけれども、上岩出小学校の雨漏りについては、教育委員会としても随分気に留めていただいて、業者に何回も調査されているということなんかも聞いていますけれども、原因が分からない状況だということなどもお話を伺いました。しかし、体育館の中央部分であり、授業や式典などにも関わり、想定される部分を含めて抜本的に改修していく必要もあるのではないかと考えますが、教育委員会としての今後の対策面についてお聞きをしたいと思います。これ以外にもグラウンドの南側フェンスが全体的に傷んでいるというような状況もあります。これまでゲートボール場として利用されていた南側の部分の利用なんかの状況とも関係すると思いますが、改修の計画なんかはあるのでしょうか。

中央小学校では、プールの更衣室の換気が悪いというようなことも聞いています。部屋の明かり取りとして活用しているガラスの窓を利用して、換気ができるような対応は取れないものなのでしょうか。

また最後に、山崎小学校ですが、この間、人口増加とともに、山崎小学校の生徒数も増えてきた中で、グラウンドが狭い状況が続いてきていると思います。今後も畑毛や吉田、中島地域において宅地開発が続くことが考えられ、生徒も極端に減らないことが想定されます。この間、市としても新館北側の用地購入などもできないものかというようなことなんかも含めて、苦勞もされてきたと考えるものですが、グラウンド拡張面について、市として、これまでどのような対応されてきたのか。また、経緯を含めて、今後の対応面についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 学校施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校施設の改修についての基本的な考え方は、児童生徒の安心・安全を最重要に考えており、学校から提出された工事要望書に基づき、それぞれの緊急性、必要性に応じて、優先順位に基づき予算計上をしております。

個別にお答えいたしますと、まず、山崎北小学校ですが、南校舎の床の貼り替えとドアの改修についてですが、床の改修については平成30年度から着手しており、引き続き計画的に実施してまいります。ドアの改修につきましては、学校からの要

望は聞いておりません。荷物がけフックについては、学校とのヒアリングにおいて設置に向けた協議をしております。

次に、根来小学校の階段の手すりについては、学校からの要望は聞いておりません。家庭科教室の作業台については、計画書に計上しております。

岩出小学校の手すり、上岩出小学校の雨漏り及びフェンス、中央小学校の更衣室の換気については、計画書に計上しております。

山崎小学校のグラウンド拡張への北側用地の購入につきましては、新校舎建設の際、用地権者と協議した経緯がございますが、その際には用地の取得には賛成をいただけなかったという経緯がありますので、それ以来、グラウンド北側の用地についての交渉はしてございません。

なお、ご質問の箇所以外にもほかにも優先度が高い危険箇所の改修や授業に影響を及ぼす可能性のある改修箇所等がございますので、優先性を考慮しながら、計画的に実施してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今お答えいただきました。各小学校なんかで、来年度予算にいろいろな形で計上されているというようなものもたくさんありました。お聞きをしているのは、今、教育施設建設基金というものが岩出にはございます。現在、2億4,000万円以上積み上げられてきているわけなんですけど、この基金、最大限の活用をやっぱり行っていただいて、そして各小学校の整備を図っていただきたいというふうに思うんです。この点で、基金の運用面というんですか、基金の活用面、この点について使い道や、また今後の方向性というんですかね、その点について、市としての基金の運用面について、どのように市として基本的に考えておられるのかという点。

この点が1点と、もう1点は、今も言われていたんですが、優先順位という考えですね。この点はよくほかの、教育委員会だけじゃなしに、総務も生活福祉部、市当局全体でよく優先順位を考慮して取り組んでいきたいというような答弁がされます。この点では、教育委員会として優先順位、この優先順位をつける基本的な考え方、これはどのような基準というんですか、そういうふうなものを想定されているのかという点、この2点ちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 まず、改修に関することで、基金のお話ございましたが、学校施設



の改修ということでは、先ほど申し上げましたように、毎年、工事要望書の提出に基づいて優先順位をつけて計画化していると、こういうことをお答えさせていただきました。

施設の改修につきましては、学校からの要望だけではありません。例えば、公共下水道の接続工事であり、トイレの改修工事、あるいは空調設備の整備工事も行ってございます。また、突発的な漏水等の工事、こういったことも行うということもございまして。

基金につきましては、そのときそのときの必要性があれば活用していくことになるということもございまして、できるだけ活用しない、当初予算の中でできるだけやっていきたいと、このように考えてございます。

それから、優先性というお話がございましたが、これ、先ほど申し上げましたように、児童生徒の安心・安全、この部分を最優先と考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 1点だけお聞きをしたいと思うんです。例えば、学校の教室ですね、それについては、例えば、床の貼り替えとかという、そういう部分などの改修工事というのは、ある一定の時間というんですか、かかると思うんです。これまででもいろんな形で改修されてきたと思うんですが、一定時間かかるということになると、これまでも夏休みの期間なんかを利用して、2学期から、大体新しい教室が利用できるというような形として捉えていいのかどうかという点です。

実際に、今も言われていましたけれども、子供たちというのは、本当に安全で安心して勉強ができる、そういう環境を本当に待ち望んでいます。そういう点では、学校の教室を改修した点については、いつから新しい教室が使えるのかという、時期的な部分、この点だけちょっと最後にお聞きをしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再々質問にお答えいたします。

工事、いろんな工事がございまして、その工事の規模によってできる時期がございまして。大きな工事は基本的には夏休みということになるかと思っております。

だから、いつからという意味からいいますと、工事終了後、2学期の初めがオープンになるのかなど。ちなみに、空調工事であるとか、そういうものについては夏休みに実施をさせていただきます。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、公民館の整備について質問をします。

現在、岩出市においては、岩出地区公民館をはじめ、各地域に公民館は設置がされています。しかしながら、公民館においては、2階へ行くエレベーターというものなどについておらず、車椅子の方が昇降機というものなんかもついているようなところなんかも自治体によってはあるわけなんですけど、こういうものもついておりません。要するに、自分で2階に行くということとはできない状況となっています。

車椅子を利用している方からの声として、2階でいろんな催物というものなんかもやっているんだと。しかし、実際、自分がそういった催物に参加をしたいと、関心を持って参加したいんだけど、実際には自分で行くことができないんで、断念しているというような状況があるんだという声もお聞きをしました。

私は、本当にそうした方が参加できないのは、本当に非常に残念だなというふうに思うんです。体に不自由がある方の社会的参加を阻害しているのではないかとこのふうにも思いますし、公民館活動としてのいろんな役割を果たす上でも、市民が利用しやすい公民館にしていくと。こういう意味においても、私は市内各地の公民館に、こうしたエレベーターや昇降機といった施設整備が、今岩出市に本当に求められているのではないかと考えます。

岩出市として、公民館のエレベーターの設置など、また、昇降機というようなものの設置、こういう改善対策を求めたいと思うんです。この点について、教育委員会としての見解をお聞きをしたいと思います。

2点目として、公民館は福祉避難所としても活用される、こういう施設となっていますが、福祉施策面でもエレベーターなどの必要性や改善対策が求められているんだという、こういう認識、当局が持っているのかいないのか、福祉施策面から見たエレベーター設置についての見解、これをお聞きしたいと思います。

3点目としては、傷んだ机や椅子、こういうものがあるわけですが、この間、市としても、順次使いやすい新しいものへと取り替えられてきていますが、この間、傷んでいないものについては、最大限活用を行いたいとされてきています。

私は、全ての公共施設や公民館で、机なんかにしても移動しやすい机とか、また軽い椅子、こういう持ち運びがしやすいような、こういった椅子などに、やっぱり早急に替えていく、早く替えていくべきだと思うんですね。現在のものについては、

こうした利用しやすいものには、まだ完備がされていませんし、早く進めるべきだと思います。

また、壁なんかについても、この間、随分傷んでいるというような、公民館なんかもあるわけなんですけど、こうした壁の改修なんかを含めて、公民館の整備を行うべきだと考えるものですが、今後の対応について質問をしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 まず1点目、お答えいたします。

公民館として利用している施設は8か所あり、船山地区公民館以外の7か所が2階以上の建物となります。既存の施設にエレベーターや昇降機を設置することについては、設置スペースの確保が難しいため、現在のところ、設置については考えておりません。

3点目についてですが、公民館の備品等については、修理が可能なものは修理し、修理が不可能なものは処分をしております。また、折り畳み式の机については、移動式の机と入れ替えるなどしてございます。引き続き年次計画的に入替え等を行ってまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 増田議員ご質問の2番目の2点目、公民館は福祉避難所としても活用されるが、福祉施策面でもエレベーターなどの必要性や改善対策が求められている認識を持っているのかについて、お答えいたします。

公民館を福祉避難所としているのは、高齢者や障害のある人などの要配慮者が、災害時に避難生活を送る上で、公民館が身近な場所であること、また、同居家族や生活圏のコミュニティとのつながりを持てることなどを配慮し、福祉避難所としているものでございます。また、避難スペースといたしましては、出入り口の近く、トイレが近いなどの利便性なども配慮し、1階の大会議室に設けることとしております。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今、教育委員会からのほうでは、スペースの関係でできないんだというお答えでした。私は、スペースがないからという、そういう部分の考えではなしに、やはりエレベーターそのものの整備の必要性、この点について、また利便性そのものの自身も図って改善していく、そういう必要がやっぱりあると思うんですね。

そういう点では、スペースの関係でできないというのではなしに、どうしたらそうした方なんかは2階に行くことができるのかと、こういう点をやっぱり今の現状の公民館の中でも対応面、やはり考えていくべきではないかと、やっぱり思うんです。同時に、それができないのであれば、例えば、公民館そのものについての増築というような対応策という部分なんかも含めて考えていく必要があるものじゃないのかなというふうに感じています。

その点では、今後、エレベーターが無理だとしても、昇降機というような部分なんかも本当に設置することはできないのかどうかというような点、この点について、改めてお聞きをしたいと思うんです。

2点目では、今、生活福祉部長からは、大会議室を一応福祉避難所という部分の面から見たら、考えておられるということをおっしゃいました。その場合、避難場所として、大会議室の1階を利用する場合、車椅子の方は何名程度を想定して、一般の方を含めて、1階部分でどれぐらいの広さを想定しているのでしょうか。公民館の1階部分、こうしたときに利用した場合に、現実にその対応、取れるのかどうかという点も私疑問に思うところがあります。

現時点で、公民館に、少なくともそういった車椅子の方が休まれる場所、その点については、畳を敷くか、畳以外の対応面として、寝転べるというんですかね、そういう何らかのものを床に敷いて、そして休んでいただくという形の対応面が要ると思うんです。そういう点を考えてみると、現実に、各地区の公民館で、畳とか、畳に代わるもの、これが大体広さに応じて、何畳分ぐらいが必要なのかという点、当然、生活福祉部のほうでも把握されていると思うんですね。

その点について、畳とか、畳の代わりになるもの、これについてはどのようなものをお考えおられるのかという点。

そして、今の公民館で、そういったものがどこに保管されているのか。人数分については、どのぐらいを確保されているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、備品関係については、順次終わっていったらというような状況だと思うんですが、最終的に、今の時点で、全ての公民館が全部新しく完了できるというめどというんですかね、市としては、いつぐらいに全ての部分について完了していきたいというふうに考えておられるのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

エレベーター、昇降機の関係ですけれども、バリアフリー法では、2,000平米以上の施設についてはエレベーター設置が義務づけられております。公民館というのは全て2,000平米以下となりますので、必ずしも設置しなければならない施設ではございません。私先ほど申しましたのは、もともとの構造もあるということから、現状の施設にエレベーターの設置については難しいということでお答えをさせていただきました。

今後の考え方としましては、将来的に建て替えとか、大幅な改築を実施するということがあれば、その際に検討してまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 増田議員の再質問の福祉避難所の畳の保管スペース、それから何人分の対応をしているのか、それから、どこにそれを保管しているのかということについてお答えいたします。

まず、寝転んでいただく、床に敷くものとしては、畳ではなくて、段ボールを想定しておりまして、それは各公民館に保管しております。

そして、何人分の段ボールあるいはスペースを確保しているかにつきましては、岩出地区公民館では42人分、それから山崎地区公民館は32人分、根来地区公民館は41人分、上岩出地区公民館は23人分、紀泉台地区公民館は35人分、そして最後に、桜台地区公民館は37人分の段ボールを用意しております。

○田畑議長 教育長。

○湯川教育長 すみません。備品の入替えがいつ終わるのかというご質問があったと思いますが、これは、そのときそのときの劣化している部分について入れ替えるということでございますので、いつ終わるといふ考え方はしておりません。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今言われましたが、大会議室の対応面については、段ボール対応だということをおっしゃいました。この段ボール対応については、本来、2階の部分では、畳という部屋なんかも利用されて、くつろげるというような形になるんですが、こういう点では段ボール対応という点で、居心地というんですか、座り心地というんですか、そういう点については、どんな形で、同じような、できるだけ安心して休んでいただけるという対応を取っていただきたいと思うんですが、1つちょっと気に

なったのは、岩出の公民館で42人と、山崎で32人、いろいろ言われたんですけども、これだけの方を1階の大会議室に避難された場合ですね、例えば、これだけの方が避難されるということは、かなりの災害のときとかというのが想定されるんですね。

そう考えると、当然、事務方というんですか、職員の方の必要なスペースというんですか、会議する場所とか、受付とか、いろんな部分で、それなりのスペースというのが必要になってくるんじゃないかなというふうに思うところがあるんですが、例えば、岩出の公民館で1階で42人をスペース取った場合に、職員とか、いろんな物資面とかという部分なんかも置くスペースなんかも要るんじゃないかなというふうに感じる場所があるんです。

そういう点では、あの岩出の公民館のところで42人分ということは、42畳分というふうに、私、1人が寝転んだりとかする場合だったら、少なくとも42畳分ぐらいが要るのではないかなというふうに思うんで、その辺のところでは、各公民館、先ほど言われた公民館の部分の中で、そうした職員対応面としてのスペースというのは、どれぐらいのスペース等を確保されることになるのか、この辺について、少し気になっているところがあるんで、その辺についてどうなのかという点、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、段ボールでの対応ということになりますが、これはあくまでも緊急的なものと考えてございます。避難というものは緊急的なもの、それを少しでも居住をよくするために段ボールを使用することとしてございます。

また、職員等のスペースについてですが、まずは事務室を考えてございます。

それと、あと避難が、これが長引くことになると、職員ではなく、避難されている方、この方の協力を得て避難所の運営となりますので、特に広いスペースは必要ないと考えてございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時42分)

再開 (10時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、傍聴者の方より、空調の関係で、質問者並びに答弁者の声が聞き取りにくいというご意見がございました。ボリュームはトップにしておりますけれども、発言者はできるだけマイクに近づいて発言していただくようよろしくお願いします。

一般質問を続けます。

通告3番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、県の高校再編計画についてであります。

県の教育委員会は、きのくに教育審議会の答申を受け、今年度中に高校再編整備実施プログラムを策定しようとしています。中身は、15年後には中学生卒業が今より3割減るため、全日制29校を将来的に3分の2の20校に削減する計画となっております。高校の問題は、県の問題だけではありません。岩出市の子供たちの進学にかかわる、また、教育、学ぶ場としての大事な問題となっております。

そこで、県からの説明や懇談といった話合いはあったのかについてお聞きをいたします。

2つ目は、高校編制への市の理解について、どのように考えておられるのか、お聞きします。

3点目は、高校削減で岩出市の子供たちへの影響をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 県の高校再編計画についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本年8月7日に県教育委員会に第6期きのくに教育審議会から、これからの県立高等学校の在り方についての答申があり、その答申の概要が報道されました。この答申に係る説明、懇談といった話合いはなく、10月1日に、紀の川市で、紀北エリア（伊都・那賀地域）の地方懇談会が開催されるということで、指導主事1名、参加させております。

次に、2点目についてですが、きのくに教育審議会への諮問の趣旨及び内容は、少子化が進む中、多くの県立学校において適正規模の維持が困難になることが予想されることから、「高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために」をテー

マに、5項目について諮問したもので、審議会では、さらなる生徒減少への対応と高等学校教育の充実の2つを柱に、出生数から15年後を想定して、県民や地域の期待に応える県立高等学校の在り方について答申を取りまとめたものであります。

少子高齢化による人口減少化が進む中、今後の持続可能性を探っていくことについては理解できますが、基本的に、29校が20校程度に再編するという方針ですので、当然のこととして、様々な課題や問題が付随してくるものと想定できます。

県の方針では、今回の答申を基本に、再編整備実施プログラムを作成するとされていましたが、県議会において様々な意見が出される中、策定の延期も考慮しているとのことであります。

3点目については、現在、学校区は全県区となっていることから、校区についての問題はありませんが、高等学校が減ることにより、生徒の選択肢が狭められるということが考えられます。

また、進学する高等学校により、通学距離が長くなる可能性もあります。また、高等学校にはそれぞれ長年にわたって培われてきた伝統があります。生徒が進路として高等学校を選択するに当たって、学校の伝統ということも大きく影響している場合も考えられます。

したがって、再編後の各高等学校の運営方針や目指す学校像など、進学を目指す県内の中学生に示していく必要があると思います。また、生徒数の減少傾向についても紀北地域と紀南地域では、そのスピードには違いがあると思いますので、地域性に応じた対応が必要であると考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、この問題は、子供たちの立場に立って考えていただきたいということを1つ申し上げたいのと、やっぱり身近にある学校に通うことができれば一番いいのですが、やはり高校は学力によって通える学校が決まってくると。先ほどもおっしゃったように、問題点としても、通学の距離が長くなったりとか、一概に高校がなくなるといっても、地域の差も出てくるという形での考え方があると思うんです。

やはり地元の高校への進学が進めばよろしいんですが、実際に市外の高校に通う生徒が岩出市の中では大変多いということを考えれば、県の計画というのは、市にとっても無視ができない問題であると考えます。

この高校の再編計画には、先ほど教育長がおっしゃったように、県議会をはじめ



地域からも様々な意見が上がっています。岩出市としても県の問題と考えるのではなく、やはり市民の声や、また保護者の声、そして、さらには教育現場の学校の先生たちの声までも受け止めて、また、そうした意見を必要ならば県へと上げるべきだと私は考えていますが、それについてのお考えをお聞かせください。

また、やはり素早い情報という、そういうのをやっぱり入手して、この問題一つ一つ丁寧に考えていかなければならないと思っています。そうした点での情報の収集について、どのような形で行っていくのか。積極的な提案とともに、そのことについてもお聞かせ願いたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

現在、特に県議会の動向を注視しているところでありますが、県教育委員会から意見を求められましたら伝えていきたいと考えております。

先日の県議会文教委員会で、再編整備の考え方の骨子、あるいは各エリアにどのような学校や教育を整えるかということについて説明し、意見や要望を伺う懇談会を来年1月中に県立学校を会場に実施するという説明がありましたし、これまた新聞にも出ておりましたので、今後の動向を見ていきたいなと思います。

それから、情報の件ですけれども、今の動き方については、県の教育委員会から逐次情報を得ております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 2点目に、コロナ第3波に対する積極的な取組をとということで、市民対策についてお聞きします。

まず初めに、コロナ感染で亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げるとともに、罹患した現在闘っている患者様の早期のご回復をお祈りしています。

また、日々奮闘されている多くの仲間、医療従事者の皆さんへの敬意を表したいと思います。

全国各地で新型コロナウイルス感染症拡大が急増し、春の第1波、7月、8月の第2波に続く第3波の感染拡大が起きています。新型コロナウイルス感染症第3波

の急拡大により、全国で重症者が急増し、医療体制が逼迫するなど、政治が役割を發揮すべき重大な局面であると考えます。

9月議会におきましてもインフルエンザ予防接種に関する質問を行いました。コロナウイルスが発生し、誰もが経験をしたことのない事態となり、今後、何が起こるか予想がつかない中で、市民の命を守るためにも、また予防を行うことが何より大事であるという点から、再度取り上げてまいります。

市はインフルエンザ予防接種の助成は、これまでどおりで行う対応をいたしました。しかし、県内の市町村では、様々な形で助成制度を拡充して、独自の対応が図られています。当然こうした情報は市民にも伝わっており、市の対応には怒りの声さえ聞かれてまいります。

既にワクチン接種が始まっており、遅いという見方をされる方もおられますが、現行制度でも来月末までの対象となっている点では、今からでも十分に拡充を図れる。実施でさらに多くの方々が予防に努めていただければと考えます。

まず1つ目は、インフルエンザ予防接種自己負担軽減の拡大について実施を求めますが、いかがでしょうか。

2つ目は、水道基本料金の免除継続実施をについてです。新型コロナウイルス対策として、市が運営する水道事業が、利用者への負担軽減を行いました。6か月間の水道基本料金の免除です。水道法第1条の目的である感染症予防という公衆衛生の向上で、うがいや手洗いの励行といった観点や水の供給は、現行憲法の社会権、基本的人権、生存権の保障に関わることであり、そして、水道普及率からして、公平性が一定担保されるものと考え、評価できた点だと考えます。しかし、6か月という期間がもう迫ってまいりました。この6か月という期間をさらに延長する考えについて、市当局にお聞きをいたします。

3点目は、今後必要な支援策についての考えです。新型コロナ危機が襲ったことで、家計、雇用、中小企業は深刻な危機に直面しています。さらに、コロナ感染第3波が広がりを見せる中、感染への不安と今後の生活の不安、また事業所等でも経営に対する不安などの声が聞かれてきます。必要なところに必要な支援と、そして市民の暮らし、命を守るという姿勢が市に問われていると考えますが、今後の支援策について、具体的にどのようなものを考えているのか、お聞かせください。

4点目は、コロナ関連に関する総合相談窓口の設置についてであります。この総合相談窓口設置の件についても、過去にも取り上げました。長引くコロナ禍の下で、市民の不安や悩みは多様化しています。その不安や困り事を少しでも解消するため

にも、総合相談窓口の設置は必要だと考えます。

岩出市のホームページでもいろいろな施策に対し、担当課の連絡先、担当課、分かりやすく記載されておりました。しかし、こうした制度に対するお知らせは重要ですが、全ての市民の方々が通信機器を使いこなせるとは限りません。また、総合相談窓口の設置で、例えば、市民の皆さんがこういった悩みや問合せが多くあるのか。困り事がどのような形であるのか。こうしたことを一括して知り得ることができます。こうした情報は次の市の対策、施策を立てていくことに必要ではないかと考えますので、総合相談窓口の設置について求めていきたいと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 2番目のコロナ第3波に対する積極的な取組、市民対策の1点目、インフルエンザ予防接種自己負担軽減の拡大についてであります。定期接種の対象である高齢者につきましては、既に費用の一部を市で助成をしております。定期接種対象外の世代へのインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種ワクチンの有効性、まれに起こる接種による副反応などの健康被害などから、予防接種法では任意接種として推奨することが適切であるとされています。市といたしましては、安全性や有効性をまず第一に考え、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき実施していますので、さらなる助成の考えはございません。

続いて、2点目、水道基本料金の免除継続実施をにつきましては、現時点において水道基本料金の免除継続の考えはございませんが、新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波と言われ、予断を許さない状況であり、今後、国における第3次補正予算の動向に注視し、市として必要な支援を検討してまいります。

なお、3点目、4点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員ご質問の2番目、コロナ第3波に対する積極的な取組をの3点目、今後必要な支援策についての考えはについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策につきましては、さきに奥田議員に答弁させていただいたとおり、これまで各部において必要な事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波とも言われており、予断を許さない状況であり、今後、国の第3次補正予算等の動向を注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員ご質問の4点目、コロナ関連に関する総合相談窓口設置についてお答えします。

市では、これまで新型コロナウイルスに関する相談を数多く受けてまいりましたが、その内容は、健康相談から市の様々な支援施策、近隣の苦情に至るまで多岐にわたっており、それぞれの所管において、その対応を行っています。

議員ご提案の総合相談窓口ですが、市民の様々なニーズに対して的確にそごなく応えるには、やはりそれぞれの所管で対応していく必要があります。よって、現在のところ、コロナ関連に関する総合相談窓口の設置については考えておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、コロナの総合相談窓口の設置についてお聞きをしたいと思います。

現在は考えていないと。それぞれの担当課で行うことが適切であるというような形で答弁いただきました。それぞれの担当課でできることというのは、たくさんありますよね。それぞれの施策について説明だったり、こういう施策があるということは説明できるんですが、今増えてきているのは、コロナ広がっている下で、感染に対する不安を抱えている方々が大変多くなってきているんです。その方々の不安や悩みを聞くところは一体どこになりますでしょうか。それについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

インフルエンザの問題です。既に高齢者においては助成制度を設けていると。私は、これについては1,500円という自己負担をなくした上での無料ですね。受けられるような対策を立てれないかということをお聞きをしたと思います、前回も。実質、65歳以上自己負担分、1,500円を助成した場合、一体、市の持ち出しは幾らになりますでしょうか。1,500円をなくした場合です。

それから、子供たちに至っては、任意事業なんで、任意接種なんで、することを考えていないというふうにおっしゃいました。私がなぜインフルエンザに固執しているのかというのは、コロナの感染に至っては、先が見えないという点、インフルエンザもまだ分かりません。その下で予防ということを行っていただくことが一番大事ではないかという、その観点から、市に対しても接種をより多くの方々が受けただけ、予防に対する意識を高めていただくという、そういう判断でできないかということをお聞きをしております。この考え方、できませんでしょうか。これについてお聞きをします。

さらに、必要な施策面について、支援策、対策においては、これから国の第3次補正、ここをかなり、市長もそうですし、部長もそうですし、強調されます。当然、国からの補正予算を使ってやることというのは十分大事なことです。独自対策として、市に今何が必要なのかという検討等を行っていますか。

これまで、先ほども言われましたが、岩出市では大きく市民に関わるといえば、水道の基本料金の免除、ほかの市町村ではいろんな対策打っている。よく市民の方はご存じですよ。市に優しさはないのか。思いやりはないのか。こういう誰もが経験したことがないときだからこそ、市が市民の命を守る、暮らしを守るといふ、そういうメッセージにもつながるんですよ、独自施策というのは。そういう対応をしっかりと考えていく必要があると考えますが、そうした観点、お持ちでしょうか。それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

総合窓口の設置ということで、不安を抱えている、悩みがある方の話をどこで聞くのかということですが、先ほど部長の答弁のほうでもございましたように、悩み事といえども、お金のことであったり、子供のことであったり、介護のことであったり、健康のこと、様々ございます。それぞれに対して、やはり的確なアドバイスができるのは、やはりそれぞれの所管という形になりますので、総合窓口という形ではなくて、やはりそれぞれの所管で対応すべきだといふふうに考えております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 インフルエンザの65歳以上の方の今1,500円、自己負担している分を現物給付した場合、どれだけ市が負担することになるのかというご質問ですが、1,880万円の市の負担というふうに試算しております。

それから、子供は任意接種ということですが、コロナも拡大していて、インフルエンザの流行についても先が見えないということで、予防という観点から実施をとお話なんですけども、今年の11月の第1週から12月の第1週までの5週間の全国のインフルエンザの罹患者数は202名、昨年の同期は10万4,174名と。昨年と比較しますと、0.2%を切っております。

これは大学の先生の話によりますと、免疫細胞を活性化させて、感染を抑制するインターフェロンというたんぱく質が体内で満たされて、ほかのウイルスは感染し

にくくなるというウイルス干渉の可能性で、こういう結果になっているのだろうという予測をされているんですが、今年の南半球の5月か6月の冬季でのインフルエンザが流行しなかったという結果もありまして、これもウイルス干渉の可能性が非常に高いというふうな分析をされております。

ただ、これにおきましても、厚生労働省におきましても、担当者は、今の現時点では、12月上旬の時点では、ウイルス干渉の証拠はないし、今後のインフルエンザの感染の予想は難しいので、新型コロナウイルス対策と同じ、手洗いやうがい、あるいは基本的な感染予防対策のマスクを徹底して、警戒を続けてほしいと言われておりますので、引き続き市としても啓発を呼びかけていきたいと思っております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

第3次補正の動向を見ながらということでの支援の考えの中で、独自対策の検討はという、そういう観点からのことは検討しているのかというご質問であったかと思っております。

新型コロナウイルスの感染症の対策事業については、現時点では、従来から実施しております各種支援事業を適切かつ迅速に進めるとともに、いつ、誰が、どこで感染しても不思議ではない状況であることから、市民の皆様に対して、3密の回避や換気などの基本的な感染対策を継続し、周知・啓発を行っているところです。

新たに必要な事業をとということの観点については、独自対策ということにこだわることなく、対策が必要であると、それぞれ各課で判断をすれば、補正予算に計上して、必要な施策ということでの支援に取り組んでまいるという姿勢で考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 インフルエンザワクチンについてです。65歳以上の自己負担分を全て無料にした場合は1,880万円、あとということです。これできない額じゃないと思うんです。前から言うてるように、予備費あるんだから。それを活用してやる。それができないでしょうか。先ほど言われましたね。インフルエンザが全国的にはやってないということですか。私、これ言い切れるのかなというところがあるんです。誰にも分からないんです、この先って。

私が必要なのは、予防という観点が大事ではないかと。はやらないからやらないというんじゃないで、予防をしていただくことが大事ではないか。市民の命を守る

という点で、どうなのかということをおっしゃっているのと同じですよ、その反論、反論というか、そういうことを言われたら。

私は予防対策として、できることをやるべきではないかということで、これ拡充、広げたらどうですかという提案をさせていただいています。この観点からどうでしょうか。十分にできると思うんです、額からしても。

先ほど言われました。独自施策について、3密を避ける、手洗い、十分市民の皆さん、やっておられます、当然。自己責任論に持ち込むのではなくて、今、市民が一体どんなことで、どういうものを必要としているのかというしっかりとしたアンテナを張って、いろんなことに、大変ですよ、市の職員さん。本当に大変で苦労しながらやっていると思います。しかしながら、独自施策をつくるためには、やはり市民へのアンテナを張っていただかないと、見えてこないと思うんです。

積極的に予備費も置いたままになっていますからね、そうした活用も含めて、対策を今後もしっかり取っていただくことをぜひ求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 インフルエンザの予防接種に対する助成についてなんですけども、再々質問についてお答えします。

インフルエンザの接種者数については、現在65歳以上の方、一部障害のある60歳以上の方で、昨年11月末では5,972人に対して、今年度では8,164人というふうに接種者数が増えております。

先ほど、接種に対する費用1,880万円というふうにお答えさせていただきましたのは、1万2,533人ということで、当然、接種者数が増えていますので、2,200人ぐらい、今の段階で増えているんですけども、予備費でできるのではないかというご質問なんですけども、現時点での全国的な罹患の推移等を見ましても、やはり現行の国が定める法の範囲での助成の範囲にとどめておきたい。毎年のお話ですので、コロナの交付金については、来年、再来年以降あるかどうか分かりませんが、インフルエンザの予防接種の事業については、毎年のお話なんで、国の予防接種法や予防接種施行令に基づいての助成の範囲というふうに、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

コロナ感染症対策の各種支援事業をこれまで行っており、先ほど各部局長から、今まで行ったこと、これから行うこと、今継続していること等々、今分かっている範囲でお話をさせていただきました。これらは市民の生活を守るためのものであり、メッセージ性のあるものと考えております。今後も国の動向を注視しつつ、市民が安心・安全な生活を送れるよう、市民の皆さんのご協力を得ながら事業に取り組んでいきたいと思っております。

なお、予備費につきましては、せつかくの予備費であります。大事に使わせていただきます。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　3つ目の質問は、コロナ第3波に対する積極的な取組をとということで、これは医療、介護、保育についてであります。

まず、コロナ禍での保育における子供の発達問題についての認識と対応策です。

新型コロナウイルスの感染を長期的に防ぐための新しい生活様式が広がる中、保育の現場でもマスクの着用が定着しておりますが、子供に表情が伝わりづらいなど、多くの課題も出てきております。専門家は、子供の表情や口の動きから、いろいろなことを読み取っている。安全に配慮しながら表情を伝える工夫が大切だと指摘をしています。ゼロ歳から1歳半にかけては、言語の発達をはじめ、コミュニケーション能力や共感性を発達させる重要な時期とされます。子供は口の動きを見ながら言葉を覚えていきます。また、大人の表情を見て感情を認知していきます。

感染予防で長期にわたる対策、マスク着用での保育で、専門家からも子供の成長に影響をしないか心配との声が上がっております。大変、現場では安全への配慮と子供の成長を支えるということを同時にやっていかななくてはならない。そうした意味でも、保育士たちは大変苦悩していると思います。

そこで、こういった発達問題に対する認識と対応策について、何かやっているのかをお聞きをしたいと思っております。

2つ目は、医療体制について。

県内でも連日感染者が報告されています。県は、11月から発熱などがあれば、かかりつけ医で、県が指定した診療・検査医療機関であれば受診できるとしました。10月末現在で280医療機関となっています。しかし、どこの医療機関かは公表されておりません。県の発生状況を見ると、濃厚接触者は県も早い対応をされておしま



すが、新規での感染者が検査を受けるまでに大変日数がかかっているなというふう  
に感じています。

早期に検査を行えば、すぐに対応することができる。そうした意味でも、市民が  
安心して診察を受けることができるように、やはり医師会の協力を得て、可能な限  
り多くの医療機関で診察・検査が受けられる体制にすべきと考えますが、市の見解  
についてお聞かせください。

3つ目は、看護師不足が起こっております。感染が広がっている地域では、医療  
崩壊寸前、看護師不足が生じております。和歌山県からも大阪にいち早く派遣した  
ことが仁坂県知事のメッセージでありました。県内でも感染が広がったり、院内ク  
ラスタが発生した場合、看護師不足に至ることが予想されております。

直接自治体には看護師不足問題でできる対策・対応には限界がありますが、例え  
ば、育児で現場で離れている場合は、保育所の入所であったり、親の介護などで現  
場を離れている場合には、介護施設の利用であったり、復帰を望む場合、自治体の  
協力も不可欠になると考えます。

こうした相談を受けることができるのも自治体への役割ではないかと考えますの  
で、例えば、この件に対するどういった対策を打っているのか、また考えているの  
か、この辺についてお聞かせください。

最後は、エッセンシャルワーカー等への社会的検査の必要性の見解です。

先ほども申しましたが、クラスターが発生すれば、多大な影響が出ることから、  
医療機関と高齢者施設のみならず、福祉施設、保育園、幼稚園、学校、また自治体  
職員などに定期的な社会的検査を行い、感染拡大を事前に防ぐことが求められてお  
りますが、必要性について市の見解をお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の3番目、コロナ第3波に対する積極的な取組を医療、介護、  
保育についての中でお答えをいたします。

ほとんど先ほどお答えをしたとおりであります。中でも、今抜けてましたのは、  
国における第3次補正予算等の動向に注視して、市として必要な支援をしてまいり  
ます。

あとは担当部長のほうから、所管についてお答えいたします。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問の2番目、コロナ第3波に対する積極的な取

組を医療、介護、保育の1点目から4点目について、一括してお答えいたします。

コロナ禍での子供の発達の問題についてお答えします。感染症対策の長期化により、子供たちもストレスを経験し、不安になったり、恐怖を感じたり、いらいらしたりと、様々な反応が出てくると言われています。また、議員ご指摘の保育士のマスク着用が子供たちに影響があるとの研究もございます。

保育所では、子供が人として育つには、人と接することが避けられないという観点で、保育の安全を優先し、どのような対策ができるかを考えて保育をしています。衛生面での消毒、手洗い、検温の励行はもちろんのこと、心理面でもマスク着用時でも優しい表情で、笑顔を心がけ、声かけを忘れず、声のトーンや全身を使っての分かりやすい表現など、子供たちが安心感を感じられるよう配慮し、保育を行っております。

続きまして、2点目、医療体制について、市民が安心して診察を受けることができるよう、医師会の協力を得て、可能な限り、多くの医療機関で診察・検査が受けられる体制にすべきと考えるが、市の見解はにつきましては、医療提供体制の確保については、医療法において、国が基本的な方針を定め、都道府県がそのための計画を定めるものとされています。

岩出保健所によりますと、那賀医師会が和歌山県との集合契約でPCR検査が実施できる医療機関を設けています。発熱等、症状のある方は、まずかかりつけ医療機関へ電話相談し、コロナ感染が疑われる場合、PCR検査をできる医療機関であれば、その医療機関で実施しますが、未設置の医療機関であれば、他の医療機関へ紹介してくれることになっております。また、和歌山県全体で、1日3,800件の検査が可能であると聞いております。市としましては、状況の推移を見守り、必要に応じて県に要望してまいります。

続きまして、3点目の看護師不足についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、大阪や北海道では看護師が不足し、自衛隊や近隣府県に派遣を要請する事態となっており、和歌山県からも2名の看護師が派遣されていることは承知しておりますが、本県の状況を県健康推進課に問い合わせたところ、現状、コロナによる減少、看護師の不足は起きていないとのことでした。

しかしながら、今後、和歌山県でも新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大による看護師不足が生じた場合は、大阪や北海道と同じように、県知事が自衛隊や近隣府県に派遣要請をしていくこととなります。市としましても、新型コロナウイルス

の対応につきましては、県、特に岩出保健所と連携を図り、適切に対応してまいります。なお、議員ご指摘の潜在看護師の活用については、保育所や学童保育、介護保険など、市の制度を利用することで対応可能と考えます。

最後に、4点目、エッセンシャルワーカー等への社会的検査の必要性への見解についてですが、必要性が全くないというわけではございませんが、県内でも感染者が増えてきている中、感染拡大防止のための対応が最優先と考えています。

また、エッセンシャルワーカーとは、医師、看護師をはじめとする医療従事者や介護従事者、配達を担う物流事業者、公共交通機関の職員など、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事に従事する方々のことを指していることから、検査対象の幅が広範囲となること、1回の検査では感染拡大防止の効果につながりにくいいため、定期的に検査する必要があることなどにより、費用面や検査機関の受入体制面などの様々な課題が上げられるため、現在、実施の考えはございません。

市としましても、コロナ禍の中でも社会を支えてくださる方々に対する感謝の念と、これからも頑張っていたきたいという考えの下、今でも、いわゆるエッセンシャルワーカーが従事している介護、医療、保育、学校などに対する支援として、マスクや消毒液などの衛生用品の配布や、保育、介護従事者への特別給付金の支給など、感染防止対策への支援を行ってまいりました。

今後も国、県の動向を注視しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、保育所についてであります。保育所でもいろんな問題があるということになってくるとは思うんですが、保育士同士の苦悩や子供の発達に関わる問題点など、様々な問題を共有していくことが求められるのではないかと。共有しながら、一体何の対策ができるのかという部分。また、全国でもいろんな取組が行って、例えば、先ほど言ったみたいに、お食事をするとき、子供は大人の口の表情を見て飲み込むだったり、もぐもぐさせるだったり、そういったようなことが分かると。

例えば、食事中はマスクを外して、フェースシールドに替えて、要は子供との距離を取りながら、口元を見れるような形でのやりかたをやったりとか、それぞれの対応、それぞれの方法でやっているところがあるんですが、専門家などの意見も取り入れながら、こういう対応策を考えてみてはどうかという問題があります。

先ほど言った人との接触の中で努力されているということで、私は、これについ

てはエッセンシャルワーカーとして、社会的検査が必要ではないかと、定期的なね、ということをつなげていきたいわけなんです。

あとは、医療機関に関してなんですが、那賀圏内、岩出市の中でも医療機関で診療と検査を行っているところがあるとは思いますが、しかしながら、県では発表されていないと。だから、どこがその医療機関になっているか分からないと。その中で素早く、症状が出たときに、見つけることが感染を広げないというような対策になると思うんです。一度県の感染の状況を見てもらったら分かるんですが、濃厚接触者はすぐに調べていただけるんですよ。

ところが症状が出たときに、県の情報でいうと、A機関に行って、二、三日後にB機関に行って診てもらっているとか、検査をしてもらっているとか、結構タイムラグが出てきているんですよ。すぐに次の医療機関に紹介されて行っていただければいいんですが、その辺がちょっとうまいことってないのではないかという点が気になります。こうしたことについても、ぜひ県に言っていただきたいんですが。

また、発熱外来やPCRセンターの設置ということも前回取り上げました。これについては、一体どのような形でお聞きをされていますでしょうか、実際のところ。病院や介護施設で入院、入所者、職員を一斉に定期検査するには、やはり社会的検査というのが重症者の発生を予防することができると思うんですが、なかなかできない。そこには多くの自治体でやっているところでも、積極的検査に行く費用が、やはり自治体負担となってくると、大変な状況になってくるのでできないという問題があります。そのことについては、国に対して、やっぱりしっかりと物を言っていくという姿勢が問われてくると思うんです。

感染をなるべく少なくする、早期に発見できということをしよと思うたり、また、人と人とのエッセンシャルワーカーは接するのが仕事です。そうした方たちにも広めないためにも、定期的な検査をやる。そのためには、どうしてもお金が必要だと。そうしたところには国に求めるといった、そういうお考えはないのかについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

保育所のほうのコロナ感染対策ということで、まず、先ほども部長のほうの答弁にもございましたように、保育士は、日々コロナ禍の中で、子供たちは何のために保育所に来ているのか、私たちはなぜ保育をしているのかということ職員間で非

常に話し合っ、保育の方針を決めているという形になっております。

それと、先ほどおっしゃっていただいた専門家の意見というお話もありましたけども、今、厚生労働省のほうから、コロナに関して、保育に対する考え方とかというのは常に情報提供ございますので、それは全ての保育所のほうにも、公立・私立含めてですけども、情報提供するようにして、その指針に従って保育していただくようお願いしているところでございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員の再質問の保育士への社会的検査の必要性のご質問なんですけども、エッセンシャルワーカーの中には、当然、保育士さんも含まれるわけなんですけども、社会的検査においてのPCR検査を行った場合でも、その時点で陰性であっても、翌日には感染する可能性もあって、定期的に何回も検査するとなりますと、費用対効果の問題も出てきます。

このようなことから、現状では、症状がある人や濃厚接触者に対してのPCR検査を積極的に実施して、適切に対応することが、感染予防拡大防止に効果的であるというふうに考えております。

それから、PCR検査の実施の方法で、濃厚接触者以外の方で、PCR検査にたどり着くまでに時間がかかりかかっているの、その点について、県への予防等をしていただきたいというご質問なんですけども、現在、対象者を囲い込むことによって、罹患した方、その濃厚接触者、またその濃厚接触者というふうに、対象者を囲い込むことによって検査をすることで、感染拡大を押さえ込もうとしていますので、それは県の方針にもありますし、費用対効果の面でも、先ほども言いましたように、非常に有効であると思いますので、症状の薄い方については、濃厚ではない方については、時間がかかるということなんですけども、そこは現状のやり方に従っていただきたいというふうに考えております。

発熱外来でPCR検査をすべきかということですかね、もう一つのご質問は。

すみません。ここまでで、ちょっと替わります。

○田畑議長 総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 発熱外来につきましては、9月議会のときに県のほうから、今後つくっていくというふうな回答をしているかと思うんですが、今のところ、県のほうから進んでいないと。9月の状況が進んでいないということになっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 1点だけ、私が言うたのは、濃厚接触者は、すぐに調べていただいて、すぐに調べるということのは、県の方針としてやっているんです。一番気になるのは、新規で、例えば、すぐに熱が出たと、今、症状が出たというときに、なぜすぐにできないのかというところに、市の職員さんは、皆さん疑問を持たれないのかなと私思うんですよ。

症状が出て、すぐに診察受けて、すぐに受けられたら、その分、早くに検査が分かって、陽性だったら、すぐに対応できるということじゃないですか。市民を守るために、どうすればいいのかというのは、そういう情報も察知しながら、やはりすぐに県に対して対応できないんだったら、この辺、もうちょっとできませんか。医師会に対してでも、この辺どうですかという声かけられないのかなと。そういう要望を上げれないのかなというところが気になるんです。

市民の方からも、すぐに診てもらえるんじゃないなくて、かかりつけ医に行ったとしても、かかりつけ医がPCR検査をやってくれなかったところでは、どういうことが起こっているかといったら、二、三日様子見てくださいと言われてるんですよ。だから、A機関へ行っても、そこで検査できなくて、次、B機関に行ったときというのは二、三日空いているんですよ。すぐに紹介していただいたらいいですよ。例えば、それが紹介ができてないんであれば、すぐ素早く紹介するようにしていただきたいとかで、そういう方針を県に上げてもらって、出してもらおうとか、いろんな方法があると思うんですけど、市民を守るために、行政として何ができるかというところに重点を置きながら、これ、県がやっているんで、県のとおりでご理解いただきたいというんじゃないなくて、そうじゃなくて、そういう声があるというのであれば、そういう声を伝えていきますという、その一言でいいんですよ。それを求めているんです、私は。

- 田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

- 広岡子ども・健康課長 市來議員の再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいていること、十分、県の発表なんか見えていますと、最初に熱出てからPCR検査まで何日もかかっているという方も多々おられます。ただ、そこもPCR検査に持っていかどうかというのは医師判断という、ちょっと個人個人のお医者さんの判断というところもございますので、必ずお医者さんが判断して、そこへ持っていくという形になっているんで、言いにくい部分もあるかとは思

うんですけども、例えば、議員おっしゃることもよく分かりますので、岩出保健所のほうに、できる限り早く検査できるような体制をとということでお伝えはさせていただきます。

○田畑議長 これでは、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 4点目は、ヤングケアラーについてであります。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアや責任を引受け、例えば、料理や洗濯、掃除などの家事のみならず、入浴やトイレの介助、薬の管理や着替えや移動の介助など、見守りや励ましなど、情緒面のサポートなども担っている状態です。

ケアが必要な人とは、主に障害や病気のある親や高齢の祖父母を指しますが、兄弟だったり、ほかの親族の場合もあります。家のお手伝いをする子供と混同されやすく、また、子供本人も自分が家族の役に立っている、家族との結びつきが強まった等々、感じることもあり、気づかずにいる場合が多いということです。

また、ヤングケアラーという認識が低いことから、表面化しづらく、把握しづらい問題点が出てきております。しかし、そのケアや役割や責任が年齢に釣り合わない不適切な場合やケアを担う期間が長期にわたる場合には、子供の心身の発達や人間関係、そして勉強や将来の進路にも大きな影響を与えること等が懸念されております。

総務省発表の就労構造基本調査では、2017年時点で21万100人のヤングケアラーと30代の若者ケアラーは33万人いることが分かっておりますが、しかし、この中には14歳未満は含まれておりません。こうしたケアが子供にとって過度な負担になっている場合には、ヤングケアラーである子供の置かれた状況や要望等を把握し、そして、その子供のケア負担や改善、将来に向けた効果的な支援策を考えていく必要があると考えます。

そこで、ヤングケアラーの現状の認識と把握についてお聞きをいたします。

2つ目は、対策・対応、支援施策をどう行っていくのかについてお聞きをします。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員ご質問の4番目、ヤングケアラーについての1点目、現状の認識と把握についてお答えいたします。

ヤングケアラーとは、厚生労働省が行ったヤングケアラーの実態に関する調査研究では、慢性的な病気や障害、精神疾患のある保護者や祖父母の介護や家事、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されています。

家のお手伝いをよくする子供との違いは、ヤングケアラーが担っているのは、本来大人が担うようなケアや責任を引き受けているという点にあります。このことにより、学校に行けなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができないなど、本来守られるべき子供自身の権利を侵害されている可能性があり、そのような子供の把握や子供への支援が重要なことであると認識しております。

市では、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、那賀振興局、教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー、岩出警察署、和歌山乳児院、岩出障害児者相談・支援センター、主任児童委員、市関係各課などから成る要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、虐待の通告があったケースや見守りとなっている要支援家庭などについて協議・検討し、関係機関で情報共有、連携・協力しながら対応しています。その中で、日常的とまではいきませんが、家事や兄弟の世話をしている気になる子供を把握してございます。

また、現在策定を進めている第8期介護保険事業計画の基礎資料とするため、昨年、在宅で生活をしている介護保険の要支援・要介護認定を受けている方の介護者600人を対象に、在宅介護実態調査を実施しましたが、主な介護者の年齢の設問において、二十歳未満であると回答した方はなく、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいても、今のところ、ヤングケアラーとする人からの相談などはございません。

今後も児童担当のみならず、高齢者担当や地域包括支援センターとも連携する中で、把握に努めたいと考えております。

続いて、2点目の対策・対応、支援施策をどう行っていくかについては、要保護児童対策地域協議会では、虐待等により、まずは子供の安全確保などの緊急性の高い対応を行います。緊急性が低いと判断された場合も要支援家庭として、気になる子供の家庭を訪問したり、保育所、学校等での見守りを行っています。

それぞれの機関による訪問や見守りを行う中で、介護や家事、兄弟の世話などにより、健康に生きる権利、教育を受ける権利、子供らしく過ごせる権利など、本来守られるべき子供の権利が侵害がされていると判断した場合は、その権利が守られるよう、必要な支援を行わなくてはならないと考えております。



また、ヤングケアラーは、本人をはじめ、家族や周囲の大人が、ヤングケアラーの認識がないことがほとんどであります。市としましては、身近な大人や学校、市役所等への相談につながるよう、ヤングケアラーについて、広報等で周知を行ってまいりたいと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (12時02分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松下 元議員は、体調不良のため、本日、午後の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、6点到って申入れをしております。

まず、第1点目ではありますが、ミレニアオークワの撤退についてであります。

長きにわたって岩出市内唯一の規模を有する商業施設として、オークワ直営の食品、衣料、雑貨売場を核に、100円ショップ、オークワグループの複合諸店、ファーストフードといった専門店が出店をしておりました。オークワの閉店発表に合わせて、順次閉店をしてきております。8月には2階を閉鎖され、今年の9月20日に完全閉鎖となっております。

この地の利は、岩出市の中心市街地であり、この店舗が閉まると日常の買物や生活に困る近隣の市民の方がおられます。また、商業施設としても、閉鎖は岩出市にとって暗い印象を受けるものとなることは現状として見受けられます。市として、この事態に対して、今後の方針を正したいと思っております。

まず第1点は、岩出市の中心地として、活性化にマイナスになるのではないのか。

2番目に、早期に企業誘致に向けた取組をすべきであると考えておりますが、市の取組、見解をお聞きをしたいと思えます。

3番目に、今後の方針について、具体的に市は持っておられるのか。そこらについてお聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問のミレニアオークワ撤退について、一括してお答えをいたします。

オークワミレニアシティ岩出店は、昭和55年に岩出市初の沿道型大規模商業施設ニチイ岩出店として開業し、その後、令和2年9月までの40年間、岩出の商業施設の代表的なものであり、このたびの閉店に当たっては、少し寂しいような感じもいたします。

しかしながら、岩出市では昭和50年代の頃から、人口増加や国道24号バイパス、府県道泉佐野岩出線や市道幹線道路の整備など、交通インフラの整備により、沿道型の商業施設が多数立地し、買物や消費生活など、生活の利便性は大きく向上しているところであり、このたびの一店舗の撤退により、市全体の活性化に大きな影響を与えるものではございませんが、言われるように、隣接地域では、少なからず影響があるものと思えます。

また、当該土地及び建物については、民間の所有物件であることから、今後の利用方法等については、社会の需要に基づき、民間資本において考えられるものであると思えます。市において、積極的な誘致活動などは実施するところではございません。しかしながら、企業からの問合せや出店相談などがあった場合には、積極的に対応する姿勢を取っております。

現在、事業者からの相談を受けているところであり、事業者の要望や意見に対しては、市として協力できる点については協力を惜しまず、市の商業地域の1つの核として、適切な土地利用となるよう要望し、協議を進めているところであり、

今後は、開発等に関する法令並びに本市の開発条例に基づきながら、市民が求める適正な土地利用に向けて誘導していきたいと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。その中で、現在、耐震化等の関係で、解体作業が進められているように思いますが、事実上、ミレニアオークワ店について

ては、市長の言われるように、民間企業ですから、民間の利用の利便性、地域住民の声に応えるべく、施設建設等が進められていくと思うんですが、今ご答弁の中で、企業のほうから要望とか、そういうものについては協議をしているということですが、どういう要望が来ているのか。そして、将来の在り方について、どのように、どういう施設を誘致をされようとしているのか、そこら辺についてお考えがあるなら、お聞きをしておきたいと思います。

また、根来の松源と同様に、この地に店舗ができた場合に、固定資産税に相当する奨励金等々について、岩出市としては支出をする考えはあるのかどうか、これについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

どういう要望で、どう誘致されるのかという件なんですけども、現在のところ、土地、建物の所有者から相談を受けてございますが、守秘義務がありますので、お答えいたしかねます。

それと、奨励金の件でございます。本市は、工場設置奨励条例に基づき、製造加工施設及び附帯施設に奨励金を交付しているところですが、大規模小売店舗については、製造業、加工業に該当しないため、本市の奨励金交付対象となりません。

どういう要望あって、どういう対応をしているのかということなんですけども、当該土地、建物については、民間所有物件であり、今後の利用方法等については、社会の需要に基づき、民間資本において考えられるものと思われまます。

市から出店事業者を探すことはできかねますが、出店に関しての問合せや相談があった場合は、積極的に対応してまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 出店の際に、いろんな条件が当然ついてくると思うんですけども、守秘義務ということでは言われたんですが、どういうものの部類になるのか。大枠でも実際上は分からないのか。商業施設なのか、一般の遊興施設なのか。私としては、当然、遊技施設で、パチンコ、ゲオのような施設が来ないことを切に願っているんですけど、そういうものに対して、岩出市としては、一定の方向性を持って、商業施設として日常の買物、こういうものに重点を置いた指向を考えて、取組をすべきであるというふうには考えておりますが、それについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

現在、相談を受けてございますが、それ確定したものじゃございませんので、今後、どういう方向になるんか、まだ確定していませんので、申し上げることはできません。

それと、パチンコ店の件なんですけども、パチンコ店などの風俗営業店につきましては、法令並びに県条例の規定に合致している場合は許可されるものであります。法令根拠に基づかず、不許可とすることはできませんが、必要な案件が発生した場合は、開発等に関する法令並びに本市の開発条例に基づき、市民感情も考慮しながら、適正な土地利用の誘導に努めてまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、不妊治療についてお聞きをしたいと思います。

女性の社会進出や晩婚化に伴って不妊治療を受ける人の年齢が高くなってきております。新たな課題が浮かび上がっていると考えております。

全国の医療機関には、予約で1年待ちといったところもあるそうであります。体外受精で子供が生まれる割合については、40歳で8.3%、45歳で0.8%という統計が出ております。

一方、体外受精で子供を授かることができる人の割合は、30代半ばを過ぎると大きく、先ほども言いましたように、下がってまいります。そういう中で、40歳で12回に1回しか子供を授かっていない計算ということで言われております。治療してもなかなか妊娠できないという現実に悩み、不妊治療をやめたいのにやめられないという人が増えております。

NPOが主催したグループカウンセリングでは、不妊治療をやめたいと考え始めた人たちが集まって、やめようと話を何度も何度もするんですけども、あとちょっと、1回やればできるんじゃないかとか、男の人には分からないといった切実な声が聞かれております。主人の母や父もあまり知らないから言いにくくてというような家庭内での問題も発生しております。

カウンセリングに参加した43歳の女性は、3年間続けてきた治療をやめたいと考えておりますが、決心がつかないという声もあるそうです。ある女性の手記を読む

と、20代、30代とキャリアを積んできた。39歳で結婚し、自然に妊娠することを望んでいましたが、子供を授かることができず、治療を始めたと言われておりました。夫の子供を授かりたいと女性は会社を退職、治療に専念をしておりましたが、夫や親の理解に応えたいという思いから、これまで取り組んできた体外受精は6回、合わせて300万円以上の費用がかかったということでもあります。

それでも、妊娠しない現実を繰り返し突きつけられた女性は、次第に医療機関に通うことがつらくなり、治療をやめてしまいたいという考えになるそうでもあります。しかし、完全にやめてしまえば、僅かな可能性も捨てることになるという怖さを感じております。不妊治療は底なし沼みたいなものであるそうでもあります。どこかで、やっぱりまだ子供が欲しいという気持ちはあるので、治療をやめたという勇気はないということでもあります。

一方で、不妊治療をやめ、夫婦二人の生活を選択した人もおられます。もちろん夫婦の間で子供を授かりたい、要らないという家庭もあることを否定することではありません。子供が2人いる家庭を思い描き、42歳の直前まで4年間不妊治療をしてまいりました。私の親族の間でも、この不妊治療で悩んでいる義理の子供が実際おります。

しかし、妊娠できない状況が続くにつれ、自分は駄目な人間だと思い込むようになっていったといいます。世の中の女性はみんなが普通に子供が生まれ、普通に育てていると見えているから、私だけができないから、私はちょっと人より劣っているし、私なんか要らないんじゃないかといった悩みを抱えておられます。外で子供を見ることすらつらく、家に閉じ籠もることになったり、子育て中の友人とも疎遠になっていきます。

そんな中、治療の負担が大きいことに気がついたと言われております。6回目の治療でも妊娠ができなく、帰り際、夫に話しかけたと言われております。そこで、その夫は、子供のいない家庭もいるんだから、子供のいない状況の中で、今度楽しく生活していこうと強い言葉をかけていただいて、踏ん切りがついたということもと言われております。

私たちは、こういう人たちのために、今取組をされている不妊治療で悩んでおられる女性や家族や親族、親兄弟、じいちゃん、ばあちゃんとの間の悩みを早急に解決してあげることが、我々の求めるところでもあります。

不妊治療については、私は県下で初めてコウノトリ事業ということで、この議会で発言を過去してまいりました。やっと国も少子高齢化の現状を鑑み、重い腰を上

げつつあります。

そこで、岩出市の体制についてお聞きをしたいと思います。岩出市の現状はどうか。今まで助成してきた件数と実績はどうか。過去5年間、人数と金額をご答弁ください。

2番目に、さらに今後、保険診療が進むであろうと期待していますが、市の方針をお聞かせいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 尾和議員のご質問の2番目の1点目、不妊治療の過去5年間の助成した人数と金額について、お答えします。

平成27年度は、一般不妊治療の助成人数は35人、助成金額は100万5,380円です。平成28年度は、一般不妊治療の助成人数は33人、助成金額は97万7,540円です。平成29年度は、一般不妊治療の助成人数は44人、助成金額は118万7,932円、特定不妊治療の助成人数は57人、助成金額は221万7,422円です。平成30年度は、一般不妊治療の助成人数は33人、助成金額は94万7,405円、特定不妊治療の助成人数は43人、助成金額は176万1,593円です。令和元年度は、一般不妊治療の助成人数は37人、助成金額は105万6,210円、特定不妊治療の助成人数は31人、助成金額は118万4,136円です。

次に、助成をして妊娠・出産に至っている人は何人かについてですが、平成29年度は、一般不妊治療で助成した44人中、妊娠したのは7人で、出産は6人、特定不妊治療で助成した57人中、妊娠したのは14人で、出産は5人です。平成30年度は、一般不妊治療で助成した33人中、妊娠したのは5人で、出産は3人、特定不妊治療で助成した43人中、妊娠したのは11人で、出産は9人です。令和元年度の一般不妊治療で助成した37人中、妊娠したのは7人で、出産は4人。特定不妊治療で助成した31人中、妊娠したのは16人で、出産は12人です。

続いて、2点目の今後の方針はどうかについてお答えします。

不妊治療の相談の場としましては、和歌山県で、岩出保健所、湯浅保健所、田辺保健所の3か所に、コウノトリ相談として、不妊で悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談や悩み事等の相談を行っています。

保健師等による電話相談は、祝日を除く、月曜から金曜日の午前9時から午後5時45分まで行っており、メールによる相談は、毎日受け付けております。また、電話での事前予約が必要ではありますが、専門医師による面接相談も行っています。

コウノトリ相談につきましては、市広報に毎月掲載しており、岩出市のウェブサイトからもコウノトリ相談のホームページにリンクできるようにしています。

なお、不妊治療助成事業についても、偶数月に市広報に掲載し、周知を行っています。

また、サロンの場を設ける考えについてですが、不妊治療は夫婦の年齢や身体の状態などを踏まえながら、複数の方法から内容を決めていくオーダーメイド方式が主流であり、多種多様であります。このようなことから、集団での悩みを相談し合える場よりも、個別で一人一人に合った相談が望まれていると考えていますので、現在のところ、取り組む考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、国のほうで、この課題について具体的に取組がされようとしているんですけども、保険診療が始まった場合に、岩出市においても、それは当然導入されると思いますが、それと併せて、不妊治療の中で、今課題になっているのは、婚姻がなくて、同居家族について、不妊治療の助成がされようとしているんですけども、今後そういう事態になった場合に、岩出市も当然取組をしていただきたいと思います。それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、サロンの場ということで、1回目の質問で、私は具体的にそのことについては2回目でやろうと思っていたんですが、ご答弁がありましたので、私は、これだけ毎年毎年30名から40名前後、50名までがそういう悩みを抱えておられるということで、お互いに悩みを抱えていく中で、どうしても孤立するということが言われております。その中でお互いに話し合う、そういうような経験、交流、そこで救われたということもよく耳にすることがあります。

そういう場で、そういう人たちを特定をするということは、一方で問題があるんですけども、そういう人たちのサロンのものを市としても抱えて、やって、実施をしていくと。そういうところでの話合いをして、少しでも女性のための立場に立った対応ができるんじゃないのだろうかということを考えておる。そして、やっているところもございます。

今、部長の答弁では、個々人の問題であるので、一人一人がそういうものについて取組をしたらいいんじゃないかということで、やる意思はないということなんです。将来に向けて、私はそれだけでは市民の期待に応えることが難しいんじゃないだろうかと、そのように考えております。

その点について、再度市の考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 尾和議員の再質問お応えします。

政府のほうは、尾和議員もおっしゃったように、不妊治療の保険適用の拡大の実現を目指していますが、早くても2022年度以降になると言われています。それまでの措置として、助成制度の所得制限の撤廃や助成額の上限を引き上げることを考えているとのことですが、現時点においては、国からの通知はまだ届いておりません。

助成の対象として、法律上、婚姻による夫婦となっています。保険適用がなるまでの間に、婚姻じゃなくて、事実婚も考えているということも報道等では言われているところでもあります。国の動向に注視しながら、国からの決定通知の文書が届き次第、岩出市としましても、すぐに対応してまいりたいと考えております。

あと、サロンのことですが、不妊治療に関しましては、個人個人の不妊に対する原因とかというのも本当に様々で、なかなか同じ場で悩みを相談をするということが難しいこともあります。今後、そういうところも検討してまいりたいと考えております。

現在も子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる支援をしているところで、妊娠した人たちが悩みとか相談に乗りやすいように、毎月、いつでも来れるようにというところで、相談をしてまいっていますので、個人個人に合った相談をしながら、サロンのところも今後考えていきたいと思っております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、特にこの問題について、何回も何回も質問してきているんですけども、現状は、本人だけしかその悩みを解決することはできないんですよ。その人が持っておられる悩みというのは非常に深く、家庭内でもそうですけども、親が子供の話をしたら、その女性の前で、妻の前で子供の話ができない。友人、知人の間でも話もできない。それを現実的には、そこに触れてほしくないという強いそういうアレルギーがあるわけでありまして、こういう人たちの悩みを、その悩みを持っている方の間で、お互いに意見を言い合い、話合いができるという場が求められてきているのではないだろうか、切にそのように感じているのであります。

そういう意味から、私はこの不妊治療の推進については、積極的にやっていただきたいし、今日、少子高齢化の要因になっている出生率というのは、今まさに喫緊



の課題であります。日本の将来を担う子供たち、今から今世紀末には、何度もこの場で申し上げておりますが、日本人口が8,000万を切るかも分からないと。今の人口から言いますと、5,000万人から減るという現状を鑑みて、今まさに第1番の課題は、そういうことを解決して、1人でも2人でも多くの子供さんを産み育てていきたいと。育てられるような環境に、岩出市も積極的に取組をしていただきたいと切に思うものであります。

今、担当課長のほうからサロン等は考えていないということでもありますので、1つの提案として取り入れていただきまして、ぜひ積極的に少子高齢化に向けた取組を岩出市でお願いをしておきたいと思っております。ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 尾和議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたとおり、国の動向を注視しながら、子育て世代包括支援センターで不妊治療をされている方々や妊娠中の方々からの相談をやっていきたいと思っております。積極的に検討してまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、ごみ処分の支援についてであります。

岩出市においても、高度成長時代に完成された団地群において、高齢者が多くなり、単身者が増加をしてきております。また、1人で物を運べない人々が出てきており、ごみ置場まで持っていけないと嘆いている皆さんがおられます。

過日、9月の19日付の朝日新聞朝刊では、74自治体を対象に、朝日新聞が実施した調査の結果を載せておりました。ごみ出しが困難な高齢者や障害者の自宅まで、自治体職員らが普通のごみの回収に行く支援の有無を尋ねたところ、東京23区や横浜、名古屋、大阪など、48自治体が支援し、2016年度は計約5万300世帯が利用していると言われております。

この10年間で支援自治体は1.6倍、利用世帯は4倍以上に増えて、48自治体の5割強が要介護1以上といった介護保険制度の要介護認定などを支援の要件にしました。また、6割弱の自治体が、利用者宅を訪れた際、声かけなどで安否を確認し、確認が取れない場合は、家族などに連絡する見守りもしております。

高齢化でごみ出し困難な世帯は、今後も増えることは現状であります。環境を守

りつつ、自治体財政は、人の面でも持続可能な助け合い精神で、社会的弱者への温かい支援が必要ではないかと私は考えております。

そこで、1番目に、高齢者及び身体障害者に対する温かい手だて、支援について、岩出市はどうしているのか、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思っております。

2番目に、現在の支援をさらに拡充し、サービス向上への取組をすべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。

3番目に、岩出市のごみ処分量の現状はどうか。過去5年間と比較をして、実績はどのような現状にあるのか。

4番目に、高齢者が増加している現状において、団地、自治会館の清掃や公園のごみの清掃、草の除去、こういった管理等々について、具体的な支援体制をすべきであると思っておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 3番目の1点目の高齢者及び身体障害者に対する温かい手だてはどうかと、2点目のサービス向上への取組はどうかについて、一括してお答えします。

市では、家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者を支援するため、平成26年度からふれあい収集事業を実施しております。令和2年12月16日現在では、17世帯の方々に利用いただいております。また、サービス向上の取組といたしましては、平成29年度に要綱の一部を改正し、要介護認定2以上の方から要介護認定の方に緩和するなど、より利用しやすい制度に改善しております。また、状況に見合った対応を考えてまいります。

次に、3点目のごみ処分量の現状はどうか、過去5年間の実績はについてお答えします。

ごみ総排出量の実績について、平成27年度、1万8,346トン、平成28年度、1万7,856トン、平成29年度、1万7,956トン、平成30年度、1万9,011トン、令和元年度、1万9,304トンとなっております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の3番目、ごみ処分についての4点目、自治会館の清掃及び管理についての具体的な支援制度はどうかということについて、お答えをいたします。

自治会館といった地区集会所は、建物を管理する各区各自治会により、日頃の維持管理がなされており、市からの支援としては、自治集会所を整備する場合の事業補助金や自治会等の振興助成金といった制度があり、その目的に応じて、ご活用をいただいているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず1番目の質問についてですが、支援制度で、平成26年度から17世帯、ふれあい収集というものであると思うんですが、これ、他の市の状況であるんですが、対象要件について、具体的に岩出市はどうされているのか。申入れに対して、それに応えているかという問題であります。

これはほかの市の参考なんですが、対象として、介護保険法に規定する日常生活支援総合事業対象者及び要介護認定または要支援認定を受けている65歳以上の者、2番目に、18歳以上の障害者で、次のいずれかに該当する方、身体障害者手帳1級または2級を所持している人、それから、養育手帳A1またはA2を所持している人、精神障害者保健福祉手帳1級を所持しているという要件をつけて、回収をしているというところがあります。

岩出市については、ここら辺について、どのように規定をして、要綱で定めているのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、今回の17世帯については、事前に岩出市に申請用紙を出して、利用したいということとされていると思うんですが、この数字だけでは、非常に現状から見て寂しい気がいたします。

高齢者であっても、ごみを運ぶことすらできない、そういう高齢者、身体障害者の方もおられますので、もっと枠を広げて対応をしていくべきではないかと思うんですが、岩出市の考えをお聞かせください。

それから、4番目の事項について、再質問させていただきたいと思うんですが、今、旧の高度成長時代に開発された団地群では、団地の自治会館そのもの、今の支援制度で賄い切れない現状が、ところどころ見受けることができます。自治会で、自主的に管理、清掃しているということではありますが、そういう清掃のときにも出ていけない、参加できない。出不足料として徴収されたり、こういうのが実態であります。団地自治会の財政の中で、シルバー人材センターに頼みますと、かなりの金額がかかるということで、自治会の財政にも影響を与えておるのであります。

ちなみに、岩出根来団地の自治会では、シルバーに頼むと、10万近くのお金が必要

るということを聞いておりますので、他の自治会とも同様ではないかなと推測するところではありますが、こういうところに対して、岩出市がどのようにしていくのか、どう温かい手を差し伸べるのか、これが必要になってくると私は考えておりますが、岩出市の中で、再検討していただいて、そこら辺について具体的な対応を検討していただきたいと思うんですけども、市のお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 ふれあい収集のことについてお答えいたします。

ふれあい収集の現状ということにつきましては、要件、介護保険法の規定により、要介護以上に該当する方、身体障害者手帳の上肢、下肢、もしくは体幹の障害程度が1級、2級、またはうちのほう3級までやっております。視覚障害の程度が1級または2級の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方、療育手帳A判定、またはB判定の交付を受けている方、この1から4に上げる者のほか、市長が特に必要と認める方、こういう方というのは、事故によりけがをしている、けがの治るまでの間、ごみを出せない、そういう方も、うちのクリーンセンターのほうへ申請をしに来ていただくんじゃなく、電話をしていただいたら、うちから申請書類を送ります。

17件のうち、声かけを希望している方は、その申請のときに声かけをやってくださいということで、そういうこともやっております。また、ごみが2週間以上出でない場合は、その連絡先のところへ連絡して、どういうふうになっているかということもやっております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

自治会館の清掃、管理について、団地の自治会館では費用が賄い切れないところが出ているという実態があるということで、それについて、どういうふうに考えていくかということでの質問であったかと思えます。

現時点では、自治会等に支援として支給しております振興助成金を活用していただくということでの制度の支援としてはお願いしているところでもあります。今言ったようなお話もございしますが、現時点では、その活用で行っていただきたいと考えてございしますが、他市町村とかの先進事例とか、そういうものがございましたら、それについては、一度研究をしてみたいと考えてございします。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ふれあい収集についてですが、これはあんまり市民の中で浸透してないのかなという気がいたします。積極的にそれを活用してくださいよと。ごみを自分で出すことができない高齢者に対して、そういうことが発生をしておりますので、そうしますと、ごみ出しができなくなると、不衛生な住環境とか、ごみ屋敷と言われる、通称ごみ屋敷という現状があります。

それから、ごみの出し方についても、家庭内、家の中に山積みして置いておくということがありますので、これは決して、高齢者だけの問題ではなくて、そういう現状をなるべく1件でも少なくしていくという取組が求められると思いますので、これについても、もっと今後具体的に対応をお願いをしておきたいと思います。

それから、団地自治会の管理、清掃、これについては自主的にやるということで、活用をしてくださいということですが、それで現状は賄い切れない状況にあるということを実行部の皆さんも認識をしていただきたいというように思っております。

団地の自治会のないところの一定の公園、これが草ぼうぼうで、誰も管理がしてない箇所が、岩出市内でも多く発生、見受けられるのが現状やと思います。これは子供の教育環境にも大変悪い影響を与えますし、岩出市の美化にとってもマイナスになろうと私は思います。

そういう意味で、ここら辺についても、団地でできないところ、団地に自治会がないところ、そういうところについてはもっと目配り、気配りをして、対応できないかなと思っておりますので、これについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 尾和議員の再々質問にお答えします。

まず最初に、ふれあい収集の広報ができていないということでございますが、市広報へも載せております。それから、要介護とか介護の人が比較的多いので、ケアマネジャーの会議の中でも、こういうことがありますということも言っております。それから、障害児（者）福祉の資料という、こういう資料もあるんですが、その中にもふれあい収集のことは記載しておりますので、広報はできていると考えております。

それから、自治会のないところの公園の雑草とか、そういうことにつきましては、市環境課のほうへボランティア袋、黄色い袋ありますので、それで出して、場所は

うちのほうで、クリーンセンターのほう、収集で回っている場所と、ちょっと制約はありますが、そういうことで黄色い袋で出していただいたら無料になると、そういうこともやっております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、現状を認識してほしいということと、もう1つは、自治体の管理でないところの公園等の管理というお話であったかと思いますが、市といたしましては、基本的な考え方としまして、日常、地域で発生する様々な問題や課題というのは、行政の力だけでは解決が難しいという場合がたくさんございます。

よって、地域の皆様による連携と取組が欠かせませんので、地域において、自分の住む地域を触れ合いと活力ある快適な地域にさせていただくために、自治会をつかっていただく、加入していただくと、そういう方向で市としては取組を進めておりますので、基本的には自治会のないところについては、自治会をつかっていただくという、そういう活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、新型コロナウイルス感染症についてお聞きをしたいと思います。

午前中もこの新型コロナウイルス感染症、ウイルス問題について各議員のほうから質問がされておりますが、私は、今回の新型コロナウイルス感染症について、今まさに、これはアメリカのジョンズ・ホプキンス大学の集計によると、新型コロナウイルスの感染者が、11日現在、世界全体で7,000万人を超えたとされております。過去最短となる16日間で感染者が1,000万人増加し、人類発生以来、ウイルスの闘いは、今日まさに正念場を迎えていると言っても過言ではありません。

欧米を中心に感染者、死者のいずれも高止まり傾向が続いており、状況は深刻さを増しています。死者が160万人からなり、国別では米国で感染者2,000万人を超え、死者も30万人を上回っております。いずれも世界最多であります。感染者は、インドが約1,000万人、ブラジルが700万人と、米国を合わせて、この3か国でも感染拡大が目立っているのが現状であります。

日本においても、この新型コロナウイルスの感染については、私は、今3,000人と言われておりますが、PCR検査をすれば、それ以上に増えるのではないかと思っております。一番問題なのは、コロナ感染しながら症状が現れてこない20代ある

いは30代の青年がかかっておる。そして、多くの高齢者や基礎疾患を抱えている70代、80代、90代の高齢者に罹患をさせる、これが一番問題だと私は思っております。

9月の議会でも、東大の教授である児玉先生の話を出しましたが、これは、まさしく人災だと言われております。今、地方自治体の中で、北九州と世田谷の区がPCR検査を全ての市民に実施をして、押さえ込んでいる自治体もあります。私たちは、この現実を目をそらすことなく、岩出市において、いつ、このコロナが爆発的に感染する、拡大をするということを見過ごすことはできないと思っております。

集団感染、クラスターが発生した場合にどうするのか。ここら辺について、もっと具体性を持って市民に訴えをしていく、市民に啓発をしていくということが求められると思っております。

G o T o E a tをはじめトラベル等々で感染が日に日に増加をして、高止まりであると専門家が提言し、具体的な対応を求めています。人命より経済を優先した菅総理は、聞く耳を持っていないのが現状だと思います。場当たりに、トラベルを突然中止したり、これまでの問題について、国民、市民は、今まさに政治不信に化していると言わざるを得ません。

そこで、岩出市において他人事ではなく、私たちは取組をどうしていくのか、これが一番大切であります。他人事でなく、岩出市でどうしていくのか、このことが求められると思っております。

私も、過日、PCR検査を受けて陰性だという判定をいただきましたが、いつ感染するか分かりません。65歳を超えると、その感染することによって、命を落とす危険性が非常に高いわけであります。

そこで、以下の点について質問をさせていただきます。

岩出市内の感染者数、岩出保健所ということになると思うんですが、感染者数の現状、推移と傾向はどのようにつかんでおられるのか。

2番目に、コロナ感染症罹患者の受入体制はどうか。過去に質問して、那賀病院で4床だと言われておりますが、これについて拡大をしてきているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

3番目に、医療機関の疲弊化が言われております。交付金を活用して、支援及び施策等全てを実際にやっていく、これが求められると思うんですが、午前中も出ておりました商品券の問題、これについて、金のある人はプレミアム付商品券は買えるけども、私は買えないんですと、切実に訴えておられる方がいました。そういう人たちに対して、岩出市はどう応えるのか、これが一番重要だと思います。

今後、爆発的に感染が拡大した際に、今からでも万全の準備をしておくべきだと思いますが、岩出市の準備体制についてどうなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ただいまの尾和議員の新型コロナウイルス感染症についてのご質問にお答えします。1点目、2点目、4点目につきましては、岩出保健所から聞き取った内容となります。

1点目の市内の感染者数についてですが、市町村ごとの感染者数は公表しておりませんので、お答えできません。なお、12月15日の昨日現在の岩出保健所管内では、87人と聞いております。また、最近の傾向としましては、食品販売店や医療機関でクラスターが発生し、患者数が増えているとのことです。

次に、2点目のコロナ患者の受入体制はどうかについてですが、公立那賀病院だけで受け入れるのではなく、県の指定している第2種感染症指定医療機関を中心に、協力病院も含め、県全体で入院患者の受入を行っているとのことです。また、病床数については、各病院に対し増床を申入れしているとのことです。

次に、3点目の交付金などを活用した施策はどうかについてですが、市では、これまで新型コロナウイルス感染症対策として様々な事業を実施してきており、独り親や生活困窮者、医療機関に対しても独り親世帯特別給付金や住居確保給付金の支給、公立那賀病院への感染対策物資購入費用の負担など、必要な事業を実施しております。今後につきましては、国の第3次補正予算等の動向を注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

続きまして、PCR検査につきましては、現在、保健所の判断で実施しておりますが、発熱などの新型コロナウイルス感染症の症状がある方や陽性と判定された方の濃厚接触者が受検する際には、無料となっております。ご承知のように、PCR検査が検査時点で陽性か陰性かの判定を行うものであり、陰性が出たからといって、その後感染し、陽性になることも十分あり得ます。無症状の市民に対して検査を行うより、陰性だったとしても検査の次の日には感染している可能性もあり、費用対効果が見込めないと考えます。市といたしましては、現行の新型コロナウイルス感染症の症状がある方や陽性と判定された方の濃厚接触者に対して検査を行い、感染症を囲い込むほうが効果的であると考えますので、一般市民対象のPCR検査の実施は考えておりません。



次に、4点目に、医療体制についてですが、県内での新型コロナウイルス感染症の感染者の入院に関しては、病床の確保はできております。また、今後も協力病院にお願いし、病床確保に努めるとのことです。しかし、万が一病床が不足する事態となったときは、重篤者を優先し、次に有症状者の順で、地域ではなく、和歌山県全体で入院していただくこととなるということです。また、場合によっては、無症状者については自宅療養していただくことになるということです。また、市では、現在、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係機関と連携の下、情報収集をはじめとする対策に当たるとともに、消毒液、マスク等の感染防止用品の備蓄を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

○尾和議員 議長、那賀病院の4床から増えておるのかという答弁いただいてない。

○田畑議長 那賀病院の病床数が増えているかどうか、答えられますか。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

現在、増やしております。約30近く増えておると思います。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 感染者の推移については、岩出保健所でしか分からないということですが、最近、いろんなところで、確かな情報ではないと思うんですが、市民の間で、聞くところによると、Aという病院で発生したよと、学校でも出てきたよというようなことで、非常に市民の間で、そしたらどこよというような感覚になっているのは現状やと思います。

集団感染で、株式会社メリーマート岩出会場というのがクラスターとして発生したということで、これはホームページから見たんですけども、11月の20日から11月の28日まで、こういう状況で、ここに出入りした人については、PCR検査をやらしてくださいというような形で言われておりますが、私は、岩出市民に安心感を与えるためには、岩出市内のどこの病院で検査が可能なのか。それから、発生した場合については、その発生した場所について明らかにして、市民の皆さんに安心感を持っていただくということが大切ではないかなと。逆に、隠すことによって差別を生んだり、いろいろな憶測で市民の間に広がるということは、決していい方向ではないなと思うんですけども、これについてご答弁をください。

それから、那賀病院の4床については30床に増やしたという市長のご答弁がありましたので、これで賄い切れるのかなという感じもしますが、これについては、そういうように理解をしております。

それから、第3次補正予算で対応するよということなんですが、いずれも第3次補正予算については、いまだ具体的な名目はありませんが、私はこれについては補正予算そのもの、今、国債は100兆を超えようと、国の歳入歳出の60%を国債で賄っている。これは国民一人一人の借金であるわけでありますが、こういう事態において、今、部長が費用対効果ということで必要性がないんだと。PCR検査について必要性がないんだということではおっしゃってありますが、1回目に質問した北九州とか世田谷区においての取組について、どのように評価をされているのか、認識をされているのか、これをお聞きをしておきたいと思っております。

それから、爆発的に感染した場合に、受入体制は万全かということをお2回にわたって質問しているんですけども、これについてもお答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、PCR検査の可能な病院がどこかとか、それから、発生した場所を明らかにすることで差別が起これなくなるというご意見をいただいております。新型コロナウイルス感染症に関する検査や感染症の公表等につきましては、全て県が行っております、県の公表が全てということになっております。

市でも把握できている部分がございますけども、県が感染者の住所、それから職場、公表していない。さらに、PCR検査はどこでやるかということも公表していないという以上、市でそれを公表することはできません。

それから、次に、那賀病院で賄い切れるというお話でしたが、先ほど部長の答弁でもございましたけども、岩出市、紀の川市、岩出保健所管内の人が全て那賀病院だけで賄うという発想ではなく、先ほど申しましたように、入院とかにつきましても県の対応となっておりますので、那賀病院だけで受け入れるのではなく、県の指定している第2種感染症指定医療機関を中心に、協力病院を含めて、県全体で入院患者の受入をするというふうになっております。ですので、これは最後のご質問でありました受入体制につきましても、県全体で受け入れるということになっております。また、先ほど市長のほうからもありましたように、那賀病院だけでなく、各病院に対して、病床数の増床の要請もしておりますので、この辺も今のところはいけ

るというふうに考えております。

それから、PCR検査について、部長のほうから答弁ありましたように、PCR検査、受けたその時点で陽性・陰性というのは分かるもので、例えば、陰性と判断されて、その後、飲みに行かれて、すぐに陽性になるという方、感染症にかかられるという方もおられます。ですので、これを実際にやっ払いこうとすると、定期的をやったところで、定期的の間でまた感染しているということもあります。ですので、先ほど部長の答弁にもございましたように、市としましては、感染症の症状が出た方、それから、感染症として陽性の方の濃厚接触者、この方々にPCR検査をして、囲い込むという方法を取るというふうに考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 答弁がない。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 失礼いたしました。北九州や世田谷区は実施しているのというお話に対する考えということだと思いますけども、自治体それぞれの考え方があるかと思えます。岩出市としましては、先ほど申しましたように、一般の市民の方々に全てにPCR検査をしていくということは、やはり費用対効果として効果がないというふうに考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市のホームページを見ますと、市民の皆様へという形で、感染リスクを高める5つの場面として、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの近距離での会話、寮などでの狭い空間での共同生活、休憩室や更衣室・喫煙室などへの居場所の切り替わりと、ここについては注意してくださいよという啓発の内容が載っております。

ここを読みますと、市長にちょっとお聞きをしたいと思うんですが、2日前に、菅総理が8名にわたって、高級ステーキ店で会食をしたというのが報道されております。これは感染リスクの高まりというと、5つの場面からいうと、問題があるというふうに私は思うんですが、市長はこの総理の行動について、どのように考えておられるのか、どのように思っておられるのか。岩出市の首長として、ご見解をお聞きをしておきたいと思えます。

それから、コロナ感染については、私たちは、やはりもっと真剣に、この事態に直面したときに、体制をぜひ構築をしていただきたいと思います。重ねて要望しておきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えします。

総理の考え、私、どうもよく分かりません。私は私でございます。人の批判ということにはならないと思います。

○尾和議員 聞こえんのです。もっと大きな声で言うてください。

○中芝市長 再度申し上げます。総理の行動については、私は判断しかねます。総理そのもののお立場で判断したことだと思えます。よろしく。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

真剣に体制を整えてもらいたいというお話でした。先ほど部長の答弁でもございましたように、市では、現在、新型インフルエンザ等対策本部を設置して、関係機関との連携の下、情報収集をはじめとする対策に当たるとともに、消毒液やマスク等の感染防止予防の備蓄を行っております。保健所とも連絡を密にして、情報収集に当たっております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開します。

休憩 (14時31分)

再開 (14時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 紀泉台の団地の開発、分譲されて40年からなると思うんですが、この間、市民の人生のドラマが起きてきております。さらに、当初設置された排水処理場も今では使用されていないのではないかと思うんですけども、現状についてどうなんでしょうか。

設置時までには、貴い人命まで失われていたと聞きますが、現在、建屋だけが残っているのではないかと思います。周辺の住民の方から問合せがあり、このまま放置されるのでしょうか。環境美化にも問題があり、再活用、再利用して、撤去してはどうかというようなご意見が出てきております。

そこで、現在の状況について、どのようになっているのか。それから、使用していないのであれば、撤去したらどうか。3番目に、周辺の美化、犯罪防止へ、市の対応を求めたいと思います。ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の5番目、紀泉台にある処理場についての1点目、現在の状況はどうかについてお答えいたします。

旧岩出紀泉台汚水処理施設については、和歌山県土地開発公社において処理槽の清掃等を行い、岩出市に所有権が移転されました。その後、平成24年度にヤフーの官公庁オークションにて売却をしており、現在は岩出市が所有をしている物件ではありません。

次に、使用していないのであれば撤去、それと周辺の美化、犯罪防止についてお答えいたします。

1点目でお答えしましたとおり、現在、岩出市の所有ではないため、建物等の撤去を行うことはできませんが、敷地内の植栽等が周辺住民の迷惑になるようなことがあった場合は、所有者の方へ草刈りや剪定などをお願いすることとしております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。市に所有権が移って、第三者に所有権を売却したということですが、これは売却する際に入札制度を取ったのか。それから、売却先についてはどこなのか。この所有権については無償で受けたのか。売却金額については幾らで売却しているのか。これについてご答弁ください。

そして、今、部長の答弁では、所有者に対して、市が何らかの働きかけをして、あの点を避難場所とか、公共の施設に転用するとか、そういうような見解を相手方に示すことはしてきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、売却方法についてですが、ヤフーオークションを利用して、平成25年の1月16日から2月5日までの期間で公募して、申込みを行って、3者からの応募があり、最終的には1者、落札されたということでございます。

契約のそのときの相手方は、株式会社ナチュレということでございます。金額に

については99万9,580円で売買契約をいたしました。

市に対する移管については、無償譲渡でございます。

それと、避難場所等についての協力依頼とかを行っているのかということでございますが、それについては、特に行ってはいません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 所有権が移ったとしても、周辺住民の方から、現状を見て憂いておられる方がおられるわけですから、市として適切な処理をやっぱりやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、それについても、今後、一切しないという理解でよろしいのか、再度お聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

市として事業者売却して、所有権が移転している場合でも、そのままほっておくのかというようなお話であったかと思いますが、所有者に対しては、例えば、剪定であるとか、そういうことについては所有者に通知をして、剪定、草刈りの依頼をすることはできます。また、何度も警告をして、もし対応してもらえない場合については、道路にはみ出ている部分の枝や木について、通行等に支障がある場合に限り、道路法に基づき、所有者に代わって伐採ということは可能でございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、最後の6番目の市長の市政運営についてということでご質問させていただきます。

まずは無投票7選を祝します。今日まで市役所の長として、法令に基づき、いろいろな処分をしてきたことであらうでしょう。そのときは、やはり執行機関の長として判断をする、あるいは行動を取るようになります。

普通に見れば、市民の代表として選ばれた市長が、市役所に乗り込んでいくという法律上は長の補助機関としてあるのが市役所ですから、長が替われば補助機関の市役所も変わる。長の思いを補助機関に伝えるというのは当然のことです。また、補助機関の代表は、副市長や幹部職員でいますから、いろいろとそういう人たちに指示するのも通例であります。

最初に、市長として、町長、市長として進めてこられた岩出市、この24年間、あと4年間をどのように運営するのか。

また、私がこれまでの経験上、このような職員、事あるごとに判断を仰ぎ、決定をされたと思います。その間、人生に例えるなら、おぎゃあと生まれた子供が、成人式を迎え、24年が経過しているのであります。

北海道の夕張市の人口1万人ちょっと小さな市もある。現在の人口は、町の時代から約3倍になろうとしております。同時に、市役所の仕事は地方分権化により、多くの業務を増加をしてきております。内部的には、職員のどんな不祥事も、やはり長として謝らなければなりません。

公務員は、私生活を含め、公務員だと私は考えております。今、1日24時間、1年365日、どこでどんなことがあっても長としての責任があり、しっかりと対応しなければならないと思っております。

一方で、政治家として、それによって市議員がよりケアしない場合もあるでしょう。よい気がしない場合もあるでしょう。政治家としてのはっきりしなければならないところでもあります。

しかし、市政運営を考えるなら、極端な行動を避けたほうがよい場合が多くあると思います。これまで7回の選挙を経験して、自民党をはじめ他の政党から推薦を受けたと自負されてきております。

政治家と政党の関係で、市政運営に支障を来さないような配慮は不可欠ですが、自分の思いはしっかりと伝えていかなければならないと思います。どちらを向いて進めるのか、スタンスが不明確であります。

組織の長として、市役所組織の運営については、市長が内部統制をせずに、これをやります、あれをやりますというトップダウン方式も1つのリーダーシップですが、トップが細部にわたって、あれこれと指示を出すのは、あまり好ましくないと感じております。

職員自身がやる気をなくしてしまい、特に市長は、直接課長にするようなことは、副市長や部長の立場を無視することになりますので、指示命令システムをしっかりと守るようにしなければならないと思っております。

これからのこと、自分の思っていること、こうしてほしいこと等々を指示すると同時に、報告を受けておられるでしょう。組織として、全体の運営はどうされてきたのか。やる気を出させるために、今日までしてきたのか。市長が不在のとき、副市長が代理となり、1組織として、同じ姿勢で対応しなければならないのに、市長

の代理が務まらないのでは、副市長の意味はありません。市長がいないときでも、副市長がしっかりと対応できる体制を維持することです。ワンマンで組織を動かしては危なさが出ます。

市長が何げなく、係長クラスの話をしてしていると、市長は何を言いに来たのかと課長クラスの職員が気にかけていると。そんな話を耳にすることがあります。

レジュメの次にある市議会との関係についてですが、市長と議会議員は、ともに市民に代表する二元代表制ですから、双方が持つべき権限と責任は全く異なり、議員の権限と市長の権限には雲泥の差があります。議員の活動はよく見えない、よく分からない。その上、高い給料をもらっているとおっしゃる方がいます。ある意味、議員としての責任があるのであります。そういう方に限って、議会の無用論を吹聴しているのであります。

そこで、以下の点について質してみたいと思います。

まず第1点は、基本的な問題であります。市税の使い方、方針、基本的な方針について、どのように考えておられるのか。

2点目は、職員に対する市民サービス向上への取組について、市長はどのような考えで職員に、この点について指導してきたのか。

3番目に、過去の不祥事に関して、事業部長の退職金返還は幾らあるのか。残高は現在幾らあるのか。あるいはその他の不祥事3件上げておりましたが、これらについての経過と結果と対応についてお聞かせください。

4番目に、政治姿勢についてであります。各党から推薦されていると、政党間の意見の異なる施策についてであります。どこにスタンスを置くのか、具体的に見解を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問、6番目、市長の市政運営についての1点目の市税の使い方については、長期総合計画で市の将来像として定める「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現のため、掲げるまちづくり大綱に位置づけられた各施策を推進するための一般財源として使用をしております。

なお、使い方の方針につきましては、当初予算の編成に当たり、各年度において予算編成方針を定め、それに基づき、予算編成に取り組んでおります。

次に、ご質問の4点目、政治姿勢について、お答えをいたします。このたびの市長選挙におきましては、無所属で立候補を行いました。新型コロナウイルス感染



症拡大の影響などで、危機的な状況下となっており、私の考えである「紀州にきらりと光るわれらがふるさとともに創ろう伸びゆく岩出」に共鳴していただける政党や団体の推薦を受ける者として、多くのご推薦をいただいております。

こうした経過を尊重すると同時に、無投票という結果を踏まえ、私を支持していただいた方々の思いを真摯に受け止め、一部の政党に偏らず、公平・公正な立場で、対話と協調の下、市民一人一人が住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいります。

今後も市といたしましては、国や県の動きと連動しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、あらゆる機会を捉まえ、職員の資質向上を図りながら、市民皆さんに、より質の高い行政サービスが提供できるよう取り組んで、皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

なお、2点目、3点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員のご質問の市長の市政運営についての2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず、職員に対する市民サービス向上への取組はどうかについてのご質問にお答えいたします。

市では、市民サービスへの向上を図るため、接遇研修等の職員研修を行い、職員の資質向上に努めております。今後も引き続き接遇の向上に努め、来庁される市民の皆様が気安く訪れ、気持ちよく帰っていただくように努めてまいります。

次に、過去の不祥事に関して、通告でいただいている分でございますが、まず、事業部長の退職金の返済についてですが、令和2年12月1日現在の返済額は151万8,682円で、返済残高は2,605万であります。和歌山県市町村総合事務組合としましては、年齢も重ねていく中で、返済が滞ることもあり、完済の計画が立てられないとのことですが、1円でも返済してもらうように促していくということでございます。

メモリーの紛失ということですが、平成20年、岩出中学教頭が盗難によりUSBメモリーを紛失したもので、県教育委員会の懲戒処分の指針に基づき、処分が行われております。なお、盗難により紛失となったUSBメモリーにつきましては見つかってございません。

また、覚醒剤の使用につきましては、平成20年、クリーンセンターの臨時職員の覚醒剤使用が発覚し、岩出市職員の懲戒処分等に関する基準に基づき、懲戒免職と

しております。なお、平成23年に公金着服による処分を行って以来、懲戒処分に該当する事案は、現在まで起きておりません。

市としましては、これらの事件にかかわらず、過去の出来事を教訓として、職員一丸となって不祥事の再発防止に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長の答弁に対して、まずやりたいと思います。

第1点の市民サービスの向上、これは私もこの議会で口酸っぱく言うておるんですけども、市民の皆さんが岩出庁舎に来て、玄関に入ると同時に、私は、近くの職員がすぐ対応するというのがあるべきだと思います。窓口に行っても、誰も立って来ない。こういうことがあっては、市民サービスの向上にはなりません。

また、発言についても、上からの目線で話すんじゃないでして、市民ベースでの対応が求められると思うんですが、自席にて仕事はあったとしても、すぐ対応する体制、これをぜひ徹底をしていただきたい。そして、どういうご用件ですかと。市民の皆さんはお得意先だということで自覚をしていただきたいのでありますが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の不祥事の問題であります。事業部長の贈収賄によって起きた退職金返還、いまだに2,600万から残っている。これ何年たったら回収できるんでしょうか。市民の納税が滞った場合は、差押え等の行動を取りながら、この事業部長の退職金返還については、不動産の差押えもしない。そのまま放置をすると。この金額が滞ってしまう。あと何年たてばこの金額が返済できるのか。全く私は理解できません。この際、この件について、具体的な方針を出していただきたいと思います。

さらに覚醒剤の問題でありますが、臨時職員とはいえ、岩出市に籍を置いた職員であります。この覚醒剤使用については裁判が行われたと聞いておりますが、裁判の結果について、どうなっているのか。懲戒免職をした。それだけでいいのか。このことを職員皆さんが全て自覚をして、大麻問題をはじめ覚醒剤への取組を具体的にどのようにしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、市長の見解で、総合計画によって取組をする市税の使い方についてお話がありました。過日、市長は和歌山県内で一番住み心地のいいのは岩出市だと、1位だと高く評価をされております。この調査結果は、どこから取っておられるんでしょうか。私が岩出市の地域情報から見ますと、岩出市では、犯罪発生率が、岩

出圏内で1位であります。交通事故発生件数は3位であります。完全失業率は、和歌山県内で15位であります。その他、いろいろな指数に基づいて判断をすべきであろうと思うんですが、この一番住んでよい岩出市、自負をされているわけでありませんが、これについてどうお考えなのか、お聞かせください。

または、岩出市の情報公開では、全国市民オンブズマンの連絡会議は、和歌山県内の岩出市は数値が出ておりません。圏外であります。平均点も打てないという現状をどのように評価をされているのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、政治姿勢についてであります。政治姿勢で、私は、9月の29日の和歌山新報で、無投票で当選されて、岩出庁舎に来られたときに、新型コロナ感染の拡大、今ここでやめると、逃げたと、末代までの恥になると発言をされております。これはどういう思いでこういう発言をされたのか。末代とはどういうことなのか。私は明確にしていきたいと思えます。

次に、政党間の問題であります。今ご答弁をいただきましたが、1政党に偏ることなく公平にやるんだということではありますが、自民党と基本的に違うのは、憲法の考え方です。自民党は、憲法第9条を改憲して、戦争できる国にすべきだと言っております。しかし、立憲民主党をはじめ国民民主党は、この改憲論議について反対を表明しているのです。どこのスタンスで、市長は、今後、この憲法第9条についてどのように考えられるのか、ご見解をいただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、職員の接遇面での対応、市民の方が市役所に来られたら、すぐに案内をというようにお話であったかと思えます。職員の接遇面での対応については、先ほども申しましたように、接遇研修等の職員研修を行って、職員の資質向上を図るということを努めているところでございますが、議会においてもご質問されたということでございますので、これについても、改めてそういう質問もされたという内容を職員に再度伝達をして、自覚をしてもらうというような形で引き続き取り組んでいきたいと思えます。

2点目ですけれども、前の事業部長の退職金の返済のことで、何年たったら回収できるのかというようなご質問であったと思えますが、まず、返済の見込みについては、現在、定職に就いていないので、給料等の差押えはできない状態です。それから、持家については、抵当権二位で設定をしております。相続した場合は、被相続

人に返済を求めるということをございます。市といたしましては、引き続き速やかに返済がされるよう、和歌山県市町村総合事務組合に対して要請を続けていきたいと考えてございます。

それから、臨時職員の、いわゆる刑事処分の結果についてですが、それについては、現在、資料は手元にございません。

この職員については、懲戒免職にしております。これは地方公務員法の法律に基づく処分の中では、一番重い処分でございますので、市としては、この懲戒免職ということで、これ以上の処分はないものと思っております。

それと、市の評価の話であったと思いますが、どこの評価で住み心地のランキングが1位となっているかというご質問であったかと思いますが、これにつきましては、大東建宅が実施をしております、いい部屋ネット、まちの住み心地ランキング2020年の和歌山県版というのが報道で発表されておまして、そこで岩出市が1位ということになっていてございます。

あと、情報公開の評価、評価はされていない中で、どのように考えているかということをございますが、情報公開の評価につきましては、されていないということではあります、岩出市におきましては、情報公開条例に基づいて、きちんと対応しているというふうにございます。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしました、このたびの市長選挙は無所属での出馬であり、一部の政党に偏らず、多くの政党や団体から、またこの議場の多くの議員皆さん方からもご推薦をいただきましたことは、市長としての市政運営を評価していただいたと同時に、市のさらなる発展に期待をしていただいているものと深く重く受け止めております。

今後も市のさらなる発展のため、市民とのパートナーシップ、そして協働や連携による地域づくりが不可欠であると考えております。そのためにもご推薦をいただきました政党や団体、市民の皆様とともに、連携を図り、ご協力をいただきながら、市政を進めてまいりたいと考えております。

それから、逃げたという今のお話、私、実は今年の初め頃までは、今期で引かしていただこうと思っておったところであります。その中で、コロナが発生し、いろんなことが発生した中で、このまま引くと、あとどういうことになるかと。どういふ言われをするかという判断した中で、思い直した結果、再度出馬ということ

になった次第であります。

以上です。

○尾和議員 議長、末代までの恥というのはどういうことか、私よう分からん。どういう意味で言うた。

○中芝市長 逃げたというのが非常にこたえます。そういうことです。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。末代までの恥というのは言わなんだという理解でよろしいのか。これについてお聞きをしておきたいと思えます。

それで、私も今期で市会議員としての活動は退任をいたします。体の調子が思わしくなく、この間、20年余り、この場所で、あるいは委員会でいろんな質疑や質問を何十回、何百回と行ってきました。この場を借りて、厚く感謝をして、今後の皆さんのご健闘とご健康を祈っておりますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

○尾和議員 末代までというのは言うてないということを確認してください。

○田畑議長 すみません。申し訳ありません。

市長。

○中芝市長 大概ご執心でございますね。逃げたということはね。

○尾和議員 末代までは言うてないということやな。

○中芝市長 言うてないことないと思えますよ。

逃げたということは、やっぱり人間として恥やからね。

○尾和議員 それは分かる。それは分かるけど、末代までの恥とかということは理解できない。

○中芝市長 やはりそういうことは、今の現時代ではいろいろ言いますよ、末代まで。

○尾和議員 そんなこと言わん。

○中芝市長 そういうことで、逃げたということは一番私としても恥であるし、こら何とかしてという気持ちで、今回臨んだというご理解をしていただきたい。

○尾和議員 ありがとうございました。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○中芝市長 本会議の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案させていただきました補正予算をはじめ、各議案につきまして  
は慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決、ご同意いただき、誠にありがとうございます  
ます。

そして、議員各位におかれましては、任期4年間、それぞれの立場から岩出市の  
発展のため、市行政全般の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお  
礼を申し上げます。

緊急の案件がない限り、任期最後の議会となりますが、1月の市議会議員選挙に  
ご出馬されます議員各位におかれましては、この議場に戻られますことを心からお  
祈りを申し上げます。

また、今回の任期をもって勇退される議員におかれましては、これまでと同様、  
岩出市発展のため、引き続きご支援とご協力のほど、お願いを申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、本市の財政がより一層厳し  
くなると予想されますが、岩出市長期総合計画、岩出市行政改革大綱、そして基本  
方針3項目である、対話と協調、自主財源の確保、まちづくりを基に、行財政運営  
を計画的に実施してまいります。

また、地方創生に向けた効果的な事業に取り組むとともに、市にふさわしいまち  
の実現を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力の  
ほど、よろしくお願いをいたします。

結びに、皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、お礼の  
言葉とさせていただきます。本当に4年間、ご苦労さまでございました。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

ここで、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は11月30日に招集され、開会以来、議員各位には、本日までの17日間

にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なご審議を賜るとともに、議会運営に際しましては、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりました。

早いもので、特に緊急の案件がない限り、本定例会が私どもの任期における最後の議会となります。議員各位には、この4年間、円滑な議会運営にご努力いただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

また、中芝市長をはじめ理事者の皆様方には、市民の福祉の増進を図ることを基本として、議会と行政は車の両輪のように、それぞれの使命を自覚し、努力と連携を繰り返してまいりました。この4年間、お世話になりましたことに対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも岩出市発展のため、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

さて、来年1月執行の岩出市議会議員一般選挙も目前に迫ってまいりました。引き続き市議会議員として立候補される議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、見事にご当選され、本市の発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、多年にわたるご苦勞とご功績に対し、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。これからもそれぞれのお立場で、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成31年2月に議長という重責をお預かりし、皆様方のご協力とご指導により、今日までどうにかこの重責を大過なく果たし得ましたことに対し、副議長ともども心からお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、ここに謹んで、令和3年は皆様方にとって輝かしい年となりますよう心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和2年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時33分)